

大治町国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月

大治町

目次

第1章	計画の策定趣旨、位置づけ	1
1.1	計画の策定趣旨	1
1.2	大治町を強靱化する意義	1
1.3	計画の位置づけ等	1
第2章	大治町の地域特性等	3
2.1	大治町ので地域特性等	3
2.2	大治町に影響を及ぼす大規模自然災害	5
第3章	大治町の強靱化の基本的な考え方	11
3.1	大治町の強靱化の基本目標	11
3.2	地域強靱化と地域活性化の取組との調和	11
3.3	大治町の強靱化を進める上での留意事項	11
第4章	大治町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	13
4.1	事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	13
4.2	施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定	15
4.3	脆弱性評価の実施	15
4.4	脆弱性評価結果	15
第5章	推進すべき施策	16
5.1	リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	16
5.2	施策分野ごとの強靱化施策の推進方針	60
5.3	大治町の強靱化のために優先的に取り組む施策	78
第6章	計画推進の方策	85
6.1	計画の推進体制	85
6.2	計画の進捗管理	85
6.3	計画の見直し等	85
	(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	86
	(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果	115

第 1 章 計画の策定趣旨、位置づけ

1.1 計画の策定趣旨

国は、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を公布・施行し、大規模自然災害に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進している。

地方自治体においては、基本法第 4 条に「国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する」と規定され、同法第 13 条では国土強靱化地域計画を策定できることが定められている。

大治町国土強靱化地域計画は、こうした背景を受け、現在進めている防災・減災対策の取組を主軸に、今後、本町の強靱化に関する施策を国や県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

1.2 大治町を強靱化する意義

国土強靱化地域計画は、地域の特性を十分に踏まえて策定することが重要であるため、第 2 章の 1 で後述する地理的・社会的状況などを考慮し、本町を強靱化する意義を以下に示す。いかなる大規模自然災害等が発生しようとも、次の 4 項目を基本目標として、地域強靱化を推進する。

- 町民の生命を最大限守る。
- 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害を最小化する。
- 迅速な復旧・復興を可能とする。

1.3 計画の位置づけ等

1.3.1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画で示す「基本的な方針」を踏まえるなど調和を保ちつつ（同法第 14 条）、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を明確にするものである。

また、大治町地域防災計画を始めとする各分野別計画の強靱化に関する部分について指針性を持つ計画として位置付ける。

1.3.2 対象とする区域

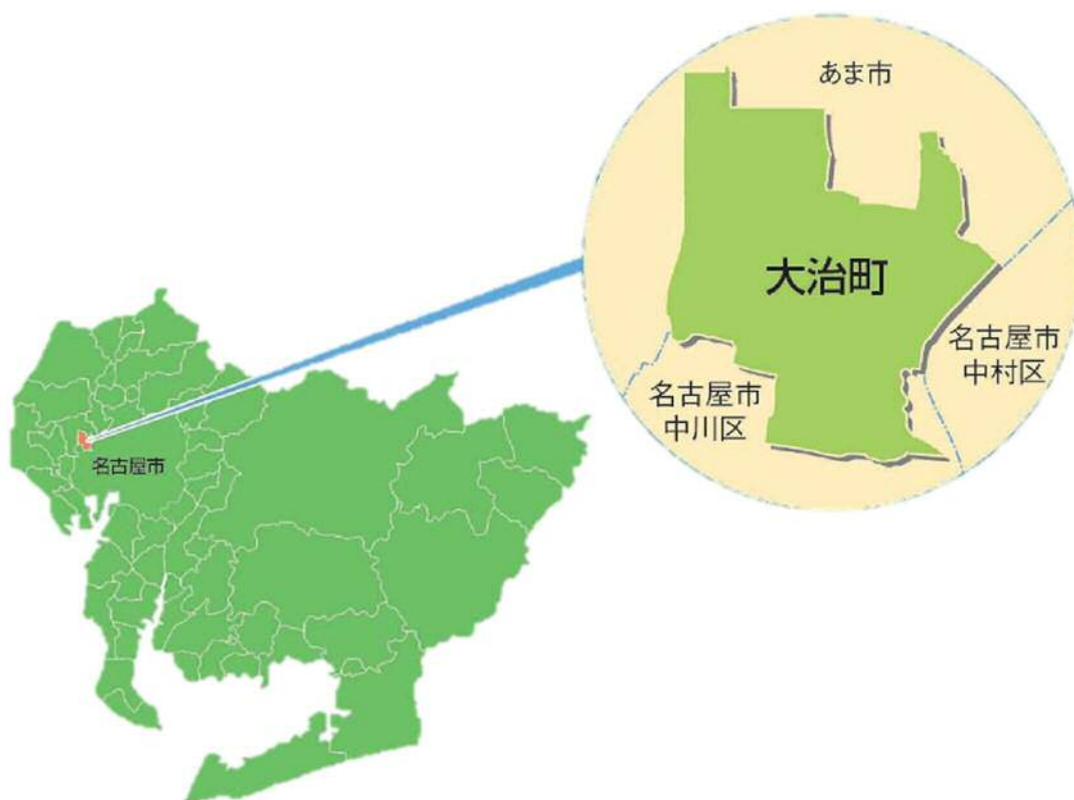
計画の対象区域は大治町全域とする。ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とする。

大治町は、東経 136 度 49 分 23 秒、北緯 35 度 9 分 51 秒で、愛知県西部にある海部郡の東端に位置し、東は名古屋市中村区に、南は名古屋市中川区に、西はあま市七宝町に、北はあま市甚目寺にそれぞれ接している。東西 2.4km、南北 3.0km、面積は 6.59 km²で、県内 54 市町村中 2 番目に小さい行政区域である。名古屋市に隣接しているため、名古屋市のベッドタウンとして住宅建設が増加する傾向にある。

大治町には、主要地方道名古屋津島線とあま愛西線が東西に延びており、名古屋市の中心街である栄及び名古屋駅まで直線的に通ずる基幹道路となっている。

さらに、東名阪自動車道（現 名古屋第二環状自動車道）が昭和 63 年 3 月に開通し、名古屋市の外周部を通る国道 302 号が町の中央部を南北に走っている。

大規模災害が発生した場合には、住民の生命財産を守るにとどまらず、早期の復旧復興を果たすことが尾張地域共通の使命であり、地域の強靱化や、県及び国全体の強靱化への貢献に向けては、地域で方針を共有し、連携を強化しながら取り組むことが重要となる。



(「第4次大治町総合計画」より)

第2章 大治町の地域特性等

2.1 大治町の地域特性等

2.1.1 地形

濃尾平野南西部のデルタ地帯にあり、木曾川水系及び庄内川水系によって形成された第四紀沖積層となっている。沖積層が厚く地盤が軟弱なため、地震発生時には、地震動が増幅され被害の拡大も予想される。

町域全体が、土地の起伏がほとんどない平坦地であり、いわゆる海拔ゼロメートル地帯で、満潮時には全域が海面下に没する状況にあり、近年の地盤沈下現象の影響もあって、現在は排水機により常時機械排水を行っている。

河川は、庄内川、新川、福田川が北から南に、西條小切戸川、円楽寺川、小糠田川が東から西に、それぞれ緩やかに流れており、その整備改修が進められているが、集中豪雨時には降水量が排水能力を上回ることも予想され、内水氾濫により、住家の浸水、農地の湛水等が生じやすくなっている。

2.1.2 気象

本町の気候は、おおむね温暖多雨の太平洋岸式気候を示し、夏季には集中豪雨を伴い、台風常襲地帯でもあるが、冬季には空気が乾燥しやすく、季節風も強くなる傾向がある。

2.1.3 人口動向

昭和40年代以降、大治町は名古屋市のベッドタウンとして開発され、それに伴い、商工業が発展し、人口も着実に増加してきた。

大治町の人口は、昭和40年に10,317人と初めて1万人を突破し、町制が施行された昭和50年には17,467人となり、昭和56年には20,007人と2万人を突破するに至った。人口は、その後も着実に増加の一途をたどっており、令和元年には32,768人となっている。

大治町の人口動態を、社会増加（転入と転出の差）と自然増加（出生と死亡の差）で見ると、社会増加については、昭和47年を境にそれまでの大幅な社会増から小幅な社会増になり、昭和59年には転出人口が転入人口を上回るという社会減の状態をきたした。

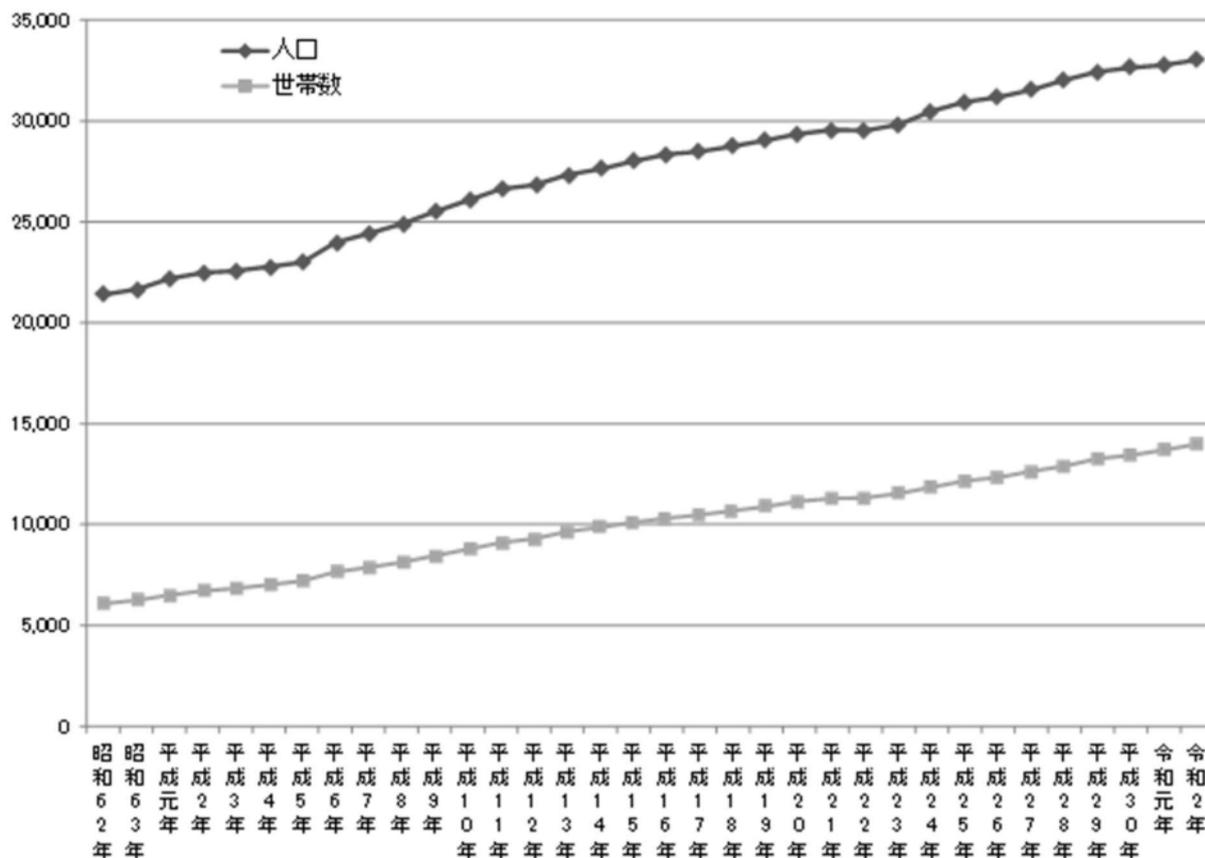
しかし、昭和60年には再び社会増加に転じ、平成3年、12年、17年、22年以外の年は、社会増の状態が続いている。

一方、自然増加については、出生は第2次ベビーブーム（昭和46年～50年）を過ぎると次第に減少し、昭和63年には過去最低の98人まで落ち込んでしまった。しかし、近年、出生は再び増加傾向にある。

また、死亡については横ばいの状態が続いており、死亡率（人口1,000人当たりの死亡数）は5人前後で推移している。

世帯数については、昭和62年に6,083世帯であったが、令和元年には13,697世帯となり、高い増加率を示している。

平均世帯人員についてみると、昭和62年3.52人、平成10年2.97人、平成20年2.63人、令和元年2.39人と年々減少しており、出生率の低下や単身者世帯の増加による核家族化等の影響が顕著に表れている。



2.1.4 経済的特性

商業の推移をみると、商店数と従業者数は平成19年から平成26年にかけて減少していましたが、平成28年に増加している。一方、商品販売額は平成24以降増加が続いている。

また、商店当りの従業者数、商品販売額の推移をみると、いずれも平成19年から平成28年にかけて増加傾向にある。商店当りの従業者数、商品販売額が増加傾向にあることから、店舗の大型化が進んでいると推測される。

2.2 大治町に影響を及ぼす大規模自然災害

2.2.1 想定するリスクの設定及び被害の想定

本計画で想定するリスクは、大治町に被害が生じる大規模自然災害等（地震、風水害（豪雨、台風、洪水）等）を基本としており、災害の規模等を限定するものではない。

なお、被害については、地震などの具体的な被害想定等も参照した。

2.2.2 地震により想定される被害

平成 23 年度～25 年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成 26 年 3 月公表）においては、南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震として、規模の異なる 2 つの地震モデルによる被害を想定している。この調査結果による南海トラフ地震で想定される被害の概要は次のとおりである。

- ① 「過去地震最大モデル」 町内想定最大震度階 6 弱
過去に発生したことが明らかで規模の大きい宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の 5 地震を重ね合わせたモデル
（本町の地震対策を進めるうえで軸となる想定として位置づけられるもの）
- ② 「理論上最大想定モデル」 町内想定最大震度階 7
あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震モデル
（主として「命を守る」という観点で補足的に参照するもの）

【建物被害（全壊・焼失）】

地震の区分	① 過去地震最大モデル	② 理論上最大想定モデル
揺れによる全壊	約 70 棟	約 900 棟
液状化による全壊	約 200 棟	約 200 棟
浸水・津波等による全壊	被害少	被害少
急傾斜地崩壊等による全壊	被害少	被害少
地震火災による焼失	約 10 棟	約 300 棟
合 計	約 300 棟	約 1,400 棟

注 1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注 2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に 3 ケース想定したうち、町全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（冬夕方 18 時）。

注 3) 理論上最大想定モデルは、地震のケース別に複数想定したうち、町全体の全壊・焼失棟数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、季節時間帯：冬夕方 18 時）。

【人的被害（死者）】

地震の区分	① 過去地震最大モデル	② 理論上最大想定モデル
建物倒壊等による死者	被害少	約 50 人
浸水・津波等による死者	被害少	被害少
急傾斜地崩壊等による死者	被害少	被害少
地震火災による死者	被害少	被害少
合 計	被害少	約 50 人

注 1) 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

注 2) 過去地震最大モデルは、季節時間帯別に 3 ケース想定したうち、町全体の死者数の合計が最大となる場合（冬夕方 18 時）。

注 3) 理論上最大想定モデルは、地震のケース別に複数想定したうち、町全体の死者数の合計が最大となる場合（地震：陸側ケース、季節時間帯：冬夕方 18 時）。

<長周期地震動>

想定される南海トラフの地震においては、長周期地震動による影響も懸念される。長周期地震動は、揺れが 1 往復するのにかかる時間（周期）が長い地震動で、超高層建築物（高さ 60 m 超）等に大きな影響を及ぼすおそれのある地震動である。

室内への影響として、固定されていない多くの家具の転倒やオフィス機器等の移動により、人的な被害が発生するおそれがあることも指摘されている。

<活断層で起きる地震>

活断層で起きる地震は、その平均活動間隔が 1,000 年程度から長いものでは数万年程度とされている。明治 24 年(1891)には活断層で起きる地震としてはわが国最大規模の濃尾地震（震源：現在の岐阜県本巣市）が発生した。当時の新聞報道では「清洲の惨状最甚しく家屋の存するもの殆んど稀なり」と記されている。清洲公園内にある「大地震記念碑」には、地震による地区の死者数（64 人）が刻まれている。また、近傍では、清洲城下町遺跡の発掘調査の際に、天正 13 年（1586）天正地震ならびに濃尾地震によるものと思われる砂脈（噴砂跡）が確認されている。

近代においては、昭和 20 年(1945)には昭和東南海地震の 37 日後に三河地震（震源：三河湾）が発生し、それぞれ町内でも被害が記録されている。

南海トラフ地震

南海トラフ地震は、この地域に大きな被害をもたらす地震として、これまでに繰り返し発生してきたことが明らかになっている海溝型地震である。江戸時代以降は地震・津波の被害に関する記録が比較的良好に残されており、1707年宝永地震以降の5つの地震（1707年宝永地震（M8.6）、1854年安政東海地震（M8.4）・安政南海地震（M8.4）、1944年昭和東南海地震（M7.9）、1946年昭和南海地震（M8.0））については、歴史記録から発生の実事なものとされている。

このように、南海トラフ地震は、これまでおよそ100～150年前後の周期で発生してきており、昭和東南海地震、昭和南海地震からすでに相当の期間が経過しているため、現時点でその発生切迫性が非常に高まっていると考えられている。

1944年の昭和東南海地震及び翌1945年の三河地震（活断層型地震）以降、愛知県内では、大きな揺れを記録する地震を経験していないが、繰り返し発生してきた南海トラフ地震の歴史を鑑みながら、近い将来必ずまた発生する地震に対して、地震防災対策をより強力に推進する必要がある。

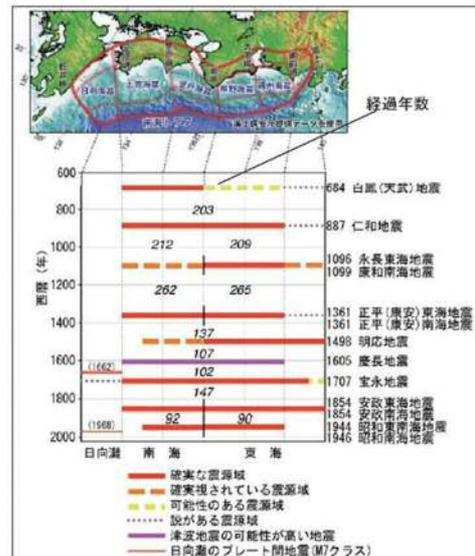
さらに、過去数百年の経験をもとに考えられていた地震像をはるかに上回る規模の地震として発生し、結果として甚大な被害をもたらすこととなった東日本大震災の教訓から、想定外をなくすという観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震についても念頭に置く必要がある。

なお、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、本町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

【南海トラフ地震の長期評価】

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模(マグニチュード)	地震発生確率（算定基準日：令和2年1月1日）		
		10年以内	30年以内	50年以内
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%程度	90%程度 もしくはそれ以上

(地震調査研究推進本部公表の活断層及び海溝型地震の長期評価結果)



2.2.3 豪雨・台風による過去の被害と想定される被害

近年、短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にあるなど、雨の降り方は局地化、集中化している。さらに今後、地球温暖化等に伴う気候変動により、極端な降水がより強く、より頻繁となる可能性が非常に高いと予測されている。このため、風水害が頻発・激甚化することが懸念される。

(1) 洪水・内水

本町においては、昭和 51 年 9 月に台風 17 号の停滞による集中豪雨及び平成 12 年 9 月の東海豪雨により大きな被害を受けている。

台風 17 号

昭和 51 年 9 月 4 日から 11 日までの 8 日間、台風 17 号の停滞によって豪雨災害となった。日光川支流の目比川右岸の破堤などもあって、本町では、重傷者 3 人、軽傷者 11 人、家屋の全半壊、浸水、田畑の冠水などの被害があった。

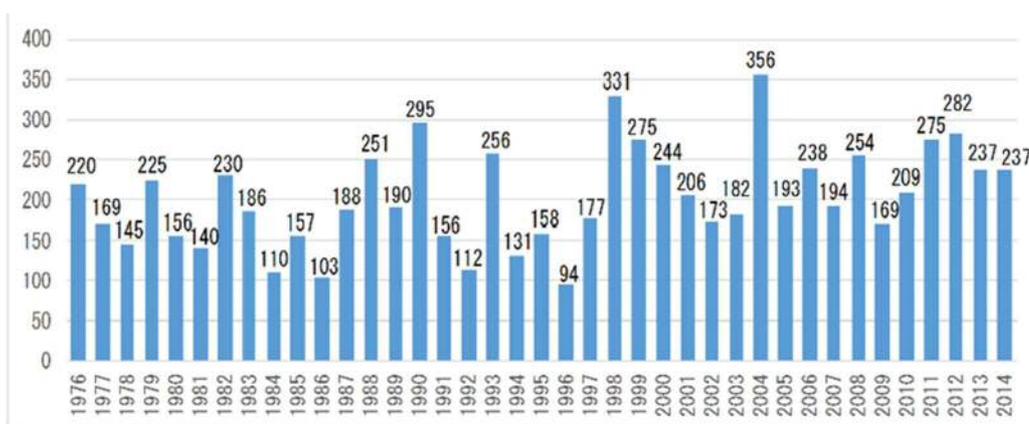
東海豪雨

平成 12 年 9 月 11 日未明から 12 日にかけて東海地方を襲った集中豪雨は、愛知県全体に大きな被害をもたらし、本町を含む 21 市町に災害救助法が適用された。この東海豪雨により本町では、時間最大雨量 79.5mm、総雨量 355mm を観測し、床上浸水 257 棟、床下浸水 751 棟、道路冠水 430 箇所、河川の越水 3 箇所の被害があった。

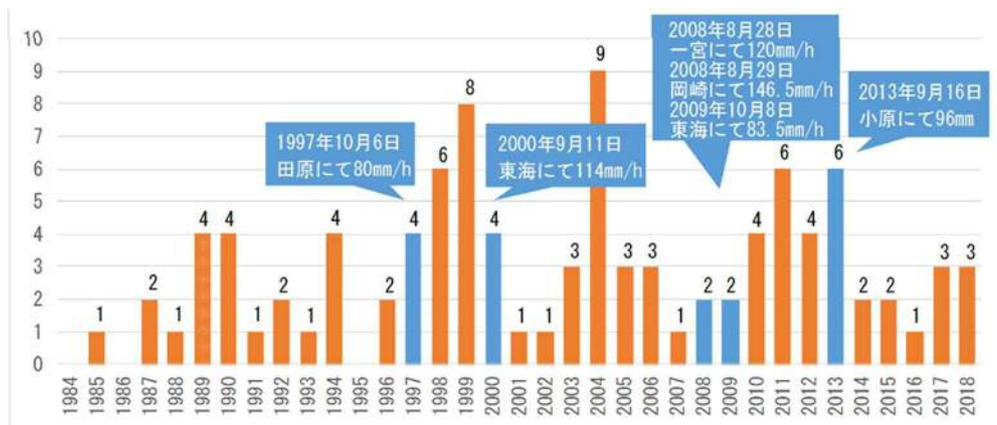
(2) 近年の豪雨の発生傾向

- ・短時間豪雨の発生回数は、全国的に増加傾向にある。
- ・愛知県内においては、1 時間あたりの降水量 50 mm 以上の雨は過去 30 年間ほぼ毎年観測されており、その観測日数は増加傾向にある。また、深刻な被害が予想される時間降水量 80 mm 以上の雨は、平成 9 年（1997）、平成 12 年（2000）、平成 21 年（2009）、平成 25（2013）に 1 日ずつ、平成 20 年（2008）には 2 日観測されている。

【全国における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生回数】



気象庁「過去の気象データ」により作成



【愛知県における時間降水量 50mm 以上の短時間豪雨発生日数】

気象庁「過去の気象データ」により作成

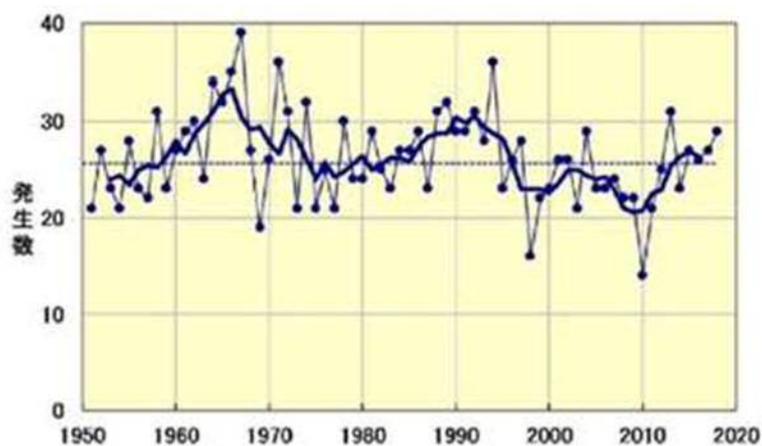
※過去 30 年間に於いて、愛知県内のいずれかのアメダス観測地点において短時間豪雨が観測された日数をグラフ化。

(3) 近年の台風の発生傾向

- ・平成 30 年 (2018) の台風の発生数は 29 個 (平年値 25.6 個) で、平年より多かった。平成 2 年 (1990) 代後半以降はそれ以前に比べて発生数が少ない年が多くなっているものの、昭和 36 年 (1961) ~平成 30 年 (2018) の統計期間では長期変化傾向はみられない。
- ・「強い」以上の勢力となった台風の発生数は、昭和 52 年 (1977) ~平成 30 年 (2018) の統計期間では変化傾向はみられない。

【全国の台風発生数 (過去 5 年平均値)】

(台風の発生数の経年変化)



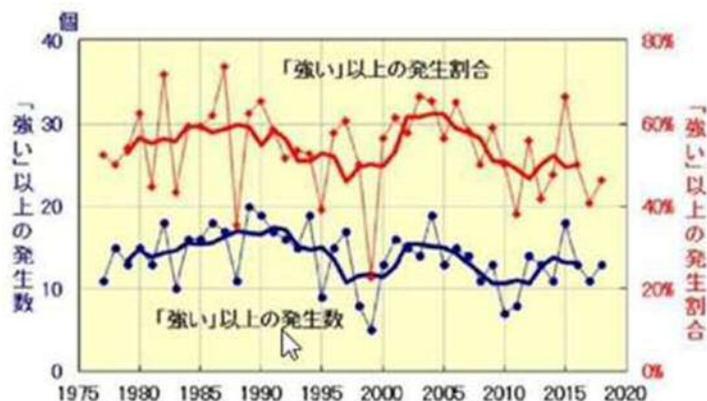
気象庁「台風の統計資料」により作成

※細い実線は年々の値を、太い実線は 5 年移動平均を、破線は平年値を示す

※「過去 5 年平均値」とは、当該年から過去 5 年間の台風発生数の平均値として示したものの。

【台風の最低気圧（過去 5年平均値）】

（「強い」以上の勢力となった台風の発生数と全発生数に対する割合の経年変化）



気象庁「台風の統計資料」により作成

※「過去5年平均値」とは、当該年から過去5年間の台風発生数の平均値として示したもの。接近・上陸時を問わず、年間で最も強い勢力の台風における最低気圧を抽出。

(4) 大治町が浸水想定区域に含まれる河川

区分	河川名
洪水予報河川 (国土交通省管理)	木曽川・庄内川
水位周知河川 (愛知県管理)	新川・五条川・福田川

第3章 大治町の強靱化の基本的な考え方

3.1 大治町の強靱化の基本目標

国の強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画に掲げる基本目標との協調を図り、次の4つの基本目標を位置づける。

- 町民の生命を最大限守る。
- 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害を最小化する。
- 迅速な復旧・復興を可能とする。

3.2 地域強靱化と地域活性化の取組との調和

地域強靱化は、大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、地域の持続的な成長を促すものであり、地域の強靱化を進めることは地域の活性化に寄与するものである。すなわち、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、平時から様々な分野での取組を通じ、災害に強い地域づくりをおこなうことは、災害等から町民の生命・財産を守り、産業競争力、経済成長力を守ることのみならず、国・県・町・民間事業者それぞれに状況変化への対応力や生産性・効率性の向上をもたらすものであり、もって中長期的に持続可能な成長を後押しするものである。

こうした観点から、地域の強靱化を進めることが、地域活性化に結びつくものであることを意識して、地域強靱化と地域活性化が連携して取り組むべき方向性を見定めつつ、災害に強い地域づくりに向けた取組を進めることで、地域の豊かさを維持・向上させる。

3.3 大治町の強靱化を進める上での留意事項

本町の基本目標を実現するため、国・県の計画に掲げる基本的な方針を踏まえつつ、特に次の事項に留意し対策を進める。

(1) 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ア 町内それぞれの地域の独自性を活かし、潜在力を引き出すことにより多様な地域社会を創り出す「自律・分散・協調」型の社会システムの形成につなげる視点を持つ。
- イ 本町の強靱化に向け、町民を始め、国、県、他市町村、大学、関連事業者、地域団体、NPO やボランティア等の民間団体等が、相互の連携を意識して取り組む体制を構築する。
- ウ 少子高齢社会の進行に伴う人口構造の変化や急激に進む社会資本の老朽化に対応する。
- エ 人と人、人と地域、また地域と地域のつながりの再構築や、地域や目的等を同じくする様々なコミュニティの機能の向上を図る。

(2) 効果的な施策の推進に係る事項

- ア 本町の強靱化の推進に係る知識を正しく理解して、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保を図る。
- イ 大学、民間事業者、経済団体、産業団体におけるシンクタンク機能や人材の確保と活用を図る。
- ウ 想定される被害や地域の状況等に応じて、ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせることにより、総合的な取組を進める。
- エ 短期から長期の時間管理概念を持った計画的な取組を推進する。
- オ 事業の検討において、個々の施設・設備やシステムの強靱化とともに、可能な限り代替性・冗長性の確保についても考慮した取組を進める。
- カ 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

第4章 大治町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

4.1 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国土強靱化基本計画や愛知県地域強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）をもとに、本町の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と36の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱、重大事故の発生
	3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による町内企業の生産力低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4 金融サービス等の機能停止による生活・商取引等への甚大な影響
	5-5 食料等の安定供給の停滞

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿道の建築物倒壊に伴う閉塞や地下埋設物の損傷等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	排水機場等の防災施設等の損壊・機能不全による水害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃
	7-5	農地の被害による土地の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

4.2 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

愛知県の地域強靱化計画において設定された施策分野（11の個別施策分野及び5の横断的分野）をもとに、項目の追加や統合、表現の修正を行い、11の個別施策分野及び4の横断的分野を設定した。

施策分野の設定項目

個別施策分野	横断的分野
① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市	② 人材育成
③ 保健医療・福祉	③ 老朽化対策
④ エネルギー	④ 産学官民・広域連携
⑤ 情報通信	
⑥ 産業・経済	
⑦ 交通・物流	
⑧ 農業	
⑨ 地域保全	
⑩ 環境	
⑪ 土地利用	

4.3 脆弱性評価の実施

基本法（第9条第5項、第17条第1項）において、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこととされており、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考とした。

町内部の取組状況の把握に加え、「第4次大治町総合計画」等の本町の計画、「中部圏地震防災基本戦略」（南海トラフ地震対策中部圏戦略会議策定）、「愛知県における防災対策等への提言」（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等地震被害予測調査ワーキンググループ）、などをもとに大治町の脆弱性を総合的に評価した。

4.4 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果、施策分野ごとの評価結果は、それぞれ（別紙1）、（別紙2）のとおりである。

第5章 推進すべき施策

5.1 リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成し、大治町を強靱化する意義の実現と必要な事項を明確にするため、実施されるべき施策の推進方針と優先的に取り組む個別具体的施策をリスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえて次の通り方針として示す。

リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI: Key Performance Indicator）をできる限り選定した。

1 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	推進方針
1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	住宅・建築物等の耐震化等の促進（1-1-1）
	多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進（1-1-2）
	公共施設等の耐震化の推進・促進（1-1-3）
	交通施設・電柱等における脆弱性の解消（1-1-4）
	家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進（1-1-5）
	災害対応力の向上（1-1-6）
	消防団等の充実強化の促進等（1-1-7）

(1-1-1) 住宅・建築物等の耐震化等の促進

○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を促進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を促進する。

(1-1-2) 多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進

○多数の者が利用する建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発を行い、耐震診断・耐震改修等の対策を愛知県と連携して耐震化及び減災化の取り組みを進める。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を促進する。

(1-1-3) 公共施設等の耐震化の推進・促進

○官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める。私立学校施設等の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。

(1-1-4) 交通施設・電柱等における脆弱性の解消

○交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、大型車両により道路橋

の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を検討する。
また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する。

(1-1-5) 家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進

○地震の発生から強い揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等を取る時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

(1-1-6) 災害対応力の向上

○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力の向上を図る。

(1-1-7) 消防団等の充実強化の促進等

○災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(重要業績指標)

- ◆女性消防クラブによる防火啓発活動実施回数：2回/年
- ◆火災発生件数（建物火災）：0件/年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回/年
- ◆各地区の消防施設の整備数：（町全体で）5件/年
- ◆住民向け防災訓練実施回数：1回/年
- ◆職員向け訓練実施回数：2回/年
- ◆BCP ボトルネック解消率：3%解消/年（R3～7年度）
- ◆大治町避難行動要支援者対象者数：対象者の意向確認100%（R3年度）
- ◆老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター施設管理計画の策定：未策定→策定済（R7年度まで）
- ◆住宅の耐震化率：95%（R7年度）
- ◆施設緑地の整備：6.8%（R5年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）
- ◆小学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を完了。
- ◆中学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を完了。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
1-2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	火災に強いまちづくり等 (1-2-1)
	水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の実施等 (1-2-2)
	災害対応力の向上 (1-2-3)
	情報通信関係施策の推進 (1-2-4)
	消防団等の充実強化の促進等 (1-2-5)

(1-2-1) 火災に強いまちづくり等

○火災に強いまちづくりを進めるため、耐震性が不十分な建築物の耐震化等により、避難路を確保する。また、災害時の避難地にもなる公園の整備を進める。

(1-2-2) 水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の実施等

○民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する。また、公園等の整備、耐震性が不十分な建築物の耐震化等により、官民が連携して計画的な解消を図る。

(1-2-3) 災害対応力の向上

○大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を推進する。

○災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力の向上を図る。

(1-2-4) 情報通信関係施策の推進

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する。

(1-2-5) 消防団等の充実強化の促進等

○公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(重要業績指標)

- ◆女性消防クラブ防火啓発活動実施回数：2回／年
- ◆火災発生件数（建物火災）：0件／年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回／年
- ◆各地区の消防施設の整備数：（町全体で）5件／年
- ◆住民向け防災訓練実施回数：1回／年
- ◆職員向け訓練実施回数：2回／年
- ◆大治町メールサービス登録数：R元年度現在登録数 2,098件→対前年比増
- ◆大治町避難行動要支援者対象者数：対象者の意向確認 100%（R3年度）
- ◆施設緑地の整備：1箇所（R8年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の実施（1-3-1）
	継続的な防災訓練や防災教育等の推進等（1-3-2）
	排水機場等の耐震化等の促進（1-3-3）
	河川の改修（1-3-4）
	浸水想定区域の公表（1-3-5）
	気候変動を踏まえた水災害対策（1-3-6）
	水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進（1-3-7）
	情報通信関係施策の推進（1-3-8）
	災害対応力の強化（1-3-9）

(1-3-1) ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の実施

- 築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、洪水調節施設・排水機場の機能強化や貯留施設等の浸水対策施設の整備等のハード対策を必要に応じて進める。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を検討していく。
- 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。
- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、浸水対策を検討するほか、その流域の持つ保水・遊水機能を保全するなど、総合的な治水対策を推進する。

(1-3-2) 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(1-3-3) 排水機場等の耐震化等の促進

- 排水機場等の耐震化、老朽化対策等を促進する。

(1-3-4) 河川の改修

- 住宅開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川や、県管理河川の改修の推進を働きかける。

(1-3-5) 浸水想定区域の公表

○最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

(1-3-6) 気候変動を踏まえた水災害対策

○近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、その対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。

(1-3-7) 水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進

○施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国が設立した水防災協議会に参加し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。

(1-3-8) 情報通信関係施策の推進

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなど、ICTを活用した情報共有などの情報関係施策を推進する。

○避難情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

(1-3-9) 災害対応力の強化

○町外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する。

○水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する。

(重要業績指標)

- ◆避難確保計画の策定率：100%に近づける。（R 3～7年度）
- ◆水防訓練実施回数：2回／年
- ◆火災発生件数（建物火災）：0件／年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回／年
- ◆住民向け防災訓練実施回数：1回／年
- ◆職員向け訓練実施回数：2回／年
- ◆大治町メールサービス登録数：R元年度現在登録数 2,098件→対前年比増
- ◆大治町避難行動要支援者対象者数：対象者の意向確認 100%（R 3年度）
- ◆水路修繕：600m（R 7年度）

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態	推進方針
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	輸送ルートの確保対策の実施 (2-1-1)
	迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備 (2-1-2)
	応急給水対策の推進 (2-1-3)
	停電時における電動車等の活用 (2-1-4)
	応急用食料等の調達 (2-1-5)
	食料・燃料等の備蓄 (2-1-6)
	燃料等の仮貯蔵 (2-1-7)
	物資調達・供給体制、受援体制の構築等 (2-1-8)
	住宅・建築物の耐震化等の促進 (2-1-9)
	消防団等の充実強化の促進等 (2-1-10)

(2-1-1) 輸送ルートの確保対策の実施

- 物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進め、また、輸送基盤の地震、洪水対策等を着実に進め、災害に強い道路の整備を図る。

(2-1-2) 迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による道路啓開計画の策定、整備資機材の充実や、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制を整備する。
- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促す。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を把握して迅速な応急復旧が行えるように努める。

(2-1-3) 応急給水対策の推進

- 水道事業者等において耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進するよう働きかける。
- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、雨水や再生水など多様な水源利用の検討や、応急給水計画の策定等を推進する。また、避難所となる施設で、給水タンクの設置など水の確保に向けた取組を進める。

(2-1-4) 停電時における電動車等の活用

- 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

(2-1-5) 応急用食料等の調達

○南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進や企業 BCP の策定の促進を図る。また、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する。

(2-1-6) 食料・燃料等の備蓄

○地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる施設等の災害対応力の強化を図る。公的施設・避難所等における燃料備蓄や LP ガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する。

(2-1-7) 燃料等の仮貯蔵

○消防庁の「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」等に基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る。

(2-1-8) 物資調達・供給体制、受援体制の構築等

○災害時にラストワンマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構築する。また、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する。

○災害関連情報の収集・提供を行うため、ドローン（無人航空機）の導入、早期の被害情報の把握等を行うシステムの構築・整備など、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する。

(2-1-9) 住宅・建築物の耐震化等の促進

○避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保のため、住宅・建築物等の耐震化を進める。

(2-1-10) 消防団等の充実強化の促進等

○消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(重要業績指標)

- ◆応急用食料の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×3日分=100%とする）：100%を維持（R3～7年度）
- ◆応急用飲料水の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×1日分=100%とする）：43%（R2年度）→95%（R7年度）
- ◆女性消防クラブ防火啓発活動実施回数：2回/年
- ◆火災発生件数（建物火災）：0件/年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回/年
- ◆住民向け防災訓練実施回数：1回/年

- ◆職員向け訓練実施回数：2回／年
- ◆BCPボトルネック解消率：3%解消／年（R3～7年度）
- ◆大治町避難行動要支援者対象者数：対象者の意向確認100%（R3年度）
- ◆老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター施設管理計画の策定：未策定→策定済（R7年度まで）
- ◆住宅の耐震化率：95%（R7年度）
- ◆都市計画道路の整備率：6.8%（R5年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）
- ◆小学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。
- ◆中学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	災害対応の体制・資機材強化（2-2-1）
	災害対応業務の実効性の向上（2-2-2）
	消防団員の確保（2-2-3）
	自治体等の活動の支援（2-2-4）
	道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の促進（2-2-5）
	いのちと暮らしを支える交通環境の形成（2-2-6）
	避難行動要支援者の救助・救急活動（2-2-7）
	住宅・建築物の耐震化等の促進（2-2-8）
	消防団の充実強化の促進等（2-2-9）

(2-2-1) 災害対応の体制・資機材強化

○消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

○SNSによる住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める。

(2-2-2) 災害対応業務の実効性の向上

○災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。

○地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。

(2-2-3) 消防団員の確保

○地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

(2-2-4) 自治体等の活動の支援

○公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動等を支援する。

(2-2-5) 道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の促進

○災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水対策等の地域の防災対策を促進するとともに、装備資機材の充実、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開が行われるようにする。

(2-2-6) いのちと暮らしを支える交通環境の形成

○災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保に取り組む。

(2-2-7) 避難行動要支援者の救助・救急活動

○避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する。

(2-2-8) 住宅・建築物の耐震化等の促進

○住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する。

(2-2-9) 消防団の充実強化の促進等

○公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

（重要業績指標）

- ◆応急用食料の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×3日分=100%とする）：100%を維持（R3～7年度）
- ◆応急用飲料水の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×1日分=100%とする）：43%（R2年度）→95%（R7年度）
- ◆住民への防災講話実施回数：2回/年
- ◆防災リーダー・VC養成講座への参加者数（合算）：6人/年
- ◆自主防災組織補助金申請件数：3件/年
- ◆女性消防クラブ防火啓発活動実施回数：2回/年
- ◆避難確保計画の策定率：100%に近づける。（R3～7年度）
- ◆水防訓練実施回数：2回/年
- ◆火災発生件数（建物火災）：0件/年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回/年

- ◆BCPボトルネック解消率：3%解消/年（R3～7年度）
- ◆大治町避難行動要支援者対象者数：対象者の意向確認100%（R3年度）
- ◆住宅の耐震化率：95%（R7年度）
- ◆都市計画道路の整備率：6.8%（R5年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）
- ◆水路修繕：600m（R7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	帰宅困難者対策の推進（2-3-1）
	帰宅困難者等の受入態勢の確保（2-3-2）
	交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整（2-3-3）
	行政機関等の機能低下の回避（2-3-4）
	代替輸送手段の確保等（2-3-5）
	公共交通事業者等との連携強化（2-3-6）

(2-3-1) 帰宅困難者対策の推進

- バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避する。
- 混乱の発生を避けるため、Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。

(2-3-2) 帰宅困難者等の受入態勢の確保

- 不特定多数が集まる集客施設等について、関連事業者との連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進していく。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する。

(2-3-3) 交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整

- 交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する。また、膨大な帰宅困難者の帰宅対策支援として徒歩での帰宅支援の取組を推進する。さらには、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく。

(2-3-4) 行政機関等の機能低下の回避

- 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するとともに、町有施設等における帰宅困難者に対応する。

(2-3-5) 代替輸送手段の確保等

- 道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにする。

(2-3-6) 公共交通事業者等との連携強化

○公共交通事業者等と連携しながら帰宅困難者の受入態勢の確保を図る。

(重要業績指標)

- ◆応急用食料の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×3日分=100%とする）：100%を維持（R3～7年度）
- ◆応急用飲料水の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×1日分=100%とする）：43%（R2年度）→95%（R7年度）
- ◆BCPボトルネック解消率：3%解消/年（R3～7年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	医療リソースの供給体制の確立（2-4-1）
	民間事業者との連携による燃料の確保（2-4-2）
	医療施設の防災・減災機能の強化（2-4-3）
	人工透析患者等への対策（2-4-4）
	多数の負傷者が発生した場合の対応（2-4-5）
	災害時における医療機能の確保・支援体制強化（2-4-6）
	道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進（2-4-7）
	災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保（2-4-8）
	要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備（2-4-9）
	要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築（2-4-10）
	住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進（2-4-11）

(2-4-1) 医療リソースの供給体制の確立

○南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制の確立を図る。

○相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させる。

(2-4-2) 民間事業者との連携による燃料の確保

○サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、サービスステーションと災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する。

(2-4-3) 医療施設の防災・減災機能の強化

- 医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに、広域災害時を想定した訓練の実施等を行う。さらに、浸水想定区域内にある医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる。

(2-4-4) 人工透析患者等への対策

- 人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

(2-4-5) 多数の負傷者が発生した場合の対応

- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。

(2-4-6) 災害時における医療機能の確保・支援体制強化

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。

(2-4-7) 道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、地域の防災対策を着実に進める。

(2-4-8) 災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する。
- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。

(2-4-9) 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

(2-4-10) 要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

(2-4-11) 住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進

- 住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。

（重要業績指標）

- ◆火災発生件数（建物火災）：0件／年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回／年
- ◆大治町避難行動要支援者対象者数：対象者の意向確認100%（R3年度）

- ◆住宅の耐震化率：95%（R 7年度）
- ◆都市計画道路の整備率：6.8%（R 5年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R 7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生	衛生環境の確保等（2-5-1）
	下水道施設の耐震化・下水道 BCP の充実（2-5-2）
	避難所となる施設の衛生環境の確保（2-5-3）
	医療活動を支える取組の推進（2-5-4）
	住宅・建築物の耐震化の促進（2-5-5）

（2-5-1）衛生環境の確保等

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持する。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断等を推進する。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

（2-5-2）下水道施設の耐震化・下水道 BCP の充実

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を進めるとともに、下水道 BCP の充実を促進する。

（2-5-3）避難所となる施設の衛生環境の確保

- 避難者に感染症などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。

（2-5-4）医療活動を支える取組の推進

- 医療活動を支える取組を着実に推進する。

（2-5-5）住宅・建築物の耐震化の促進

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。

（重要業績指標）

- ◆応急用食料の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×3日分=100%とする）：100%を維持（R 3～7年度）
- ◆応急用飲料水の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×1日分=100%とする）：43%（R 2年度）→95%（R 7年度）
- ◆BCP ボトルネック解消率：3%解消/年（R 3～7年度）

- ◆大治町避難行動要支援者対象者数：対象者の意向確認 100%（R 3 年度）
- ◆老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター施設管理計画の策定：未策定→策定済（R 7 年度まで）
- ◆2 種混合予防接種（2 期）接種率：78.2%（R 元年度）→対前年比増
- ◆住宅の耐震化率：95%（R 7 年度）
- ◆下水道普及率：R 元年度末 20.0%→毎年度+1%
- ◆し尿・浄化槽汚泥処理量：12,973KL（R 3 年度）
- ◆ごみ処理量：6,841t（R 3 年度）
- ◆小学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R 元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づき R11 年度までに必要な整備を行っていく。
- ◆中学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R 元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づき R11 年度までに必要な整備を行っていく。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	避難所における良好な生活環境の確保等（2-6-1）
	避難所の運営体制等の整備（2-6-2）
	継続的な防災訓練や防災教育等の推進等（2-6-3）
	避難所における必要物資の確保等（2-6-4）
	避難所外避難者への対策の整備（2-6-5）
	被災者の健康管理（2-6-6）
	保健医療機能の確保等（2-6-7）
	被災者の生活支援等（2-6-8）
	住宅・建築物の耐震化等の促進（2-6-9）
	避難所の耐震化等の推進（2-6-10）
	避難生活における要配慮者支援（2-6-11）
	避難所の絶対量の不足に対する相互連携（2-6-12）
	円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保（2-6-13）

(2-6-1) 避難所における良好な生活環境の確保等

○避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化する。

(2-6-2) 避難所の運営体制等の整備

- 被災者の避難生活を適正に支援できるよう、避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取り組みを促す。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。

(2-6-3) 継続的な防災訓練や防災教育等の推進等

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進するとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

(2-6-4) 避難所における必要物資の確保等

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストワンマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める。

(2-6-5) 避難所外避難者への対策の整備

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める。また、迅速な被災者支援のために町による被災者台帳作成の事前準備を推進する。

(2-6-6) 被災者の健康管理

- 主に災害急性期（発災後1週間）～亜急性期（発災後2～3週間）において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。

(2-6-7) 保健医療機能の確保等

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

(2-6-8) 被災者の生活支援等

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供する。

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。

○住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

(2-6-9) 住宅・建築物の耐震化等の促進

○膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ。

(2-6-10) 避難所の耐震化等の推進

○避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。

○下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を促進する。

(2-6-11) 避難生活における要配慮者支援

○高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。

○災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

(2-6-12) 避難所の絶対量の不足に対する相互連携

○多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。

(2-6-13) 円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保

○遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る。

(重要業績指標)

- ◆応急用食料の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×3日分=100%とする）：100%を維持（R3～7年度）
- ◆応急用飲料水の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×1日分=100%とする）：43%（R2年度）→95%（R7年度）
- ◆センサーライト補助金申請件数：100件/年
- ◆防犯カメラ補助金申請件数：2件/年
- ◆住民向け防災訓練実施回数：1回/年
- ◆職員向け訓練実施回数：2回/年
- ◆大治町避難行動要支援者対象者数：対象者の意向確認100%（R3年度）
- ◆高齢者受入れ先施設の確保数：1施設（R3年度）
- ◆老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター施設管理計画の策定：未策定→策定済（R7年度まで）
- ◆保健推進員数：42人（R元年度）→対前年比維持

- ◆ 2種混合予防接種（2期）接種率：78.2%（R元年度）→対前年比増
- ◆ 妊産婦歯科健康診査受診者数：R元年度 妊婦 27.0% 産婦 19.4%→対前年比増
- ◆ 住宅の耐震化率：95%（R7年度）
- ◆ 下水道普及率：R元年度末 20.0%→毎年度+1%
- ◆ 狂犬病予防注射接種率：70%（R3年度）
- ◆ し尿・浄化槽汚泥処理量：12,973KL（R3年度）
- ◆ 小学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。
- ◆ 中学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態	推進方針
3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱、重大事故の発生	治安確保のための体制と装備資機材の充実強化 (3-1-1)
	緊急交通路の確保 (3-1-2)
	道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等 (3-1-3)
	地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援 (3-1-4)
	行政機関の機能低下の回避 (3-1-5)

(3-1-1) 治安確保のための体制と装備資機材の充実強化

○治安の確保に必要な体制を確保するとともに、非常用電源設備や装備資機材の充実強化を図る。

(3-1-2) 緊急交通路の確保

○緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する。

(3-1-3) 道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等

○交通情報の集約など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

(3-1-4) 地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援

○災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る。

(3-1-5) 行政機関の機能低下の回避

○治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（消防等含む。）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。

（重要業績指標）

- ◆住民への防災講話実施回数：2回／年
- ◆防災リーダー・VC養成講座への参加者数（合算）：6人／年
- ◆自主防災組織補助金申請件数：3件／年
- ◆センサーライト補助金申請件数：100件／年
- ◆防犯カメラ補助金申請件数：2件／年
- ◆火災発生件数（建物火災）：0件／年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回／年
- ◆都市計画道路の整備率：6.8%（R5年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	地方行政機関等の機能維持 (3-2-1)
	自治体の業務継続計画の作成及び見直し (3-2-2)
	行政職員の不足への対応 (3-2-3)
	防災拠点等の耐震化等の推進 (3-2-4)
	業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等 (3-2-5)
	防災拠点等の電力確保等 (3-2-6)
	道路の防災対策等 (3-2-7)
	復旧復興施策や被災者支援の取組等 (3-2-8)
	住民等の自発的な防災行動の促進 (3-2-9)
	公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進 (3-2-10)
	タイムラインの策定 (3-2-11)
	応急活動等の継続のための事前対策 (3-2-12)
	災害応急対策の実施体制の確立 (3-2-13)
	国・県・市町村間の連携強化 (3-2-14)

(3-2-1) 地方行政機関等の機能維持

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る。また、情報通信ネットワークの冗長化等を図る。
- 大規模自然災害発生時に、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、国や県等と協力して活動する拠点が必要である。

(3-2-2) 自治体の業務継続計画の作成及び見直し

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続する。

(3-2-3) 行政職員の不足への対応

- 行政職員の不足に対応するため、相互応援協定の締結等、外部からの支援助入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進める。
- 応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する。

(3-2-4) 防災拠点等の耐震化等の推進

- 防災拠点として位置付けられている施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び洪水に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する。

(3-2-5) 業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する。

(3-2-6) 防災拠点等の電力確保等

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する。
- 医療施設、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。
- 被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る国・県・近隣市町村との連携スキームを構築する。

(3-2-7) 道路の防災対策等

- 町の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化等の地域の防災対策を着実に進める。

(3-2-8) 復旧復興施策や被災者支援の取組等

- 平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び県と共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

(3-2-9) 住民等の自発的な防災行動の促進

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(3-2-10) 公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進

- 公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく。

(3-2-11) タイムラインの策定

- 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定する。
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定する。

(3-2-12) 応急活動等の継続のための事前対策

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する。

(3-2-13) 災害応急対策の実施体制の確立

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。

(3-2-14) 国・県・市町村間の連携強化

- 避難情報等に関する意思決定に際し、国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく。
- 迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会に参加する。

(重要業績指標)

- ◆応急用食料の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×3日分=100%とする）：100%を維持（R3～7年度）
- ◆応急用飲料水の充足率（南海トラフ地震想定避難者数×1日分=100%とする）：43%（R2年度）→95%（R7年度）
- ◆火災発生件数（建物火災）：0件/年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回/年
- ◆住民向け防災訓練実施回数：1回/年
- ◆職員向け訓練実施回数：2回/年
- ◆BCPボトルネック解消率：3%解消/年（R3～7年度）
- ◆ICT-BCP訓練：1回/月
- ◆老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター施設管理計画の策定：未策定→策定済（R7年度まで）
- ◆都市計画道路の整備率：6.8%（R5年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）
- ◆小学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。
- ◆中学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない最悪の事態	推進方針
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等 (4-1-1)
	情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討 (4-1-2)
	情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進 (4-1-3)

(4-1-1) 情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等

○災害情報システムや通信手段が、途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る。

(4-1-2) 情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討

○電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに、BCPの見直しを図る。

(4-1-3) 情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進

○電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化等の地域の防災対策を着実に推進する。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(重要業績指標)

- ◆無線従事者免許の取得人数：3人／年
- ◆Jアラート訓練の実施回数：4回／年
- ◆BCPボトルネック解消率：3%解消／年（R3～7年度）
- ◆大治町メールサービス登録数：R元年度現在登録数 2,098件→対前年比増
- ◆ICT-BCP訓練：1回／月

起きてはならない最悪の事態	推進方針
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	放送設備等の防災対策（4-2-1）
	情報伝達手段・体制の確保（4-2-2）
	多様な情報提供の手段の確保（4-2-3）
	情報通信インフラの整備（4-2-4）
	道路被害情報共有体制の整備（4-2-5）

（4-2-1）放送設備等の防災対策

○住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、放送設備の多重化等の対策を促進する。

（4-2-2）情報伝達手段・体制の確保

○情報伝達手段の電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る。

（4-2-3）多様な情報提供の手段の確保

○テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう相互に補完できる連携体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進など、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る。

（4-2-4）情報通信インフラの整備

○耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、ブロードバンド環境を維持する。また、防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整備を促進する。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「0000JAPAN」の普及・啓発を図る。

（4-2-5）道路被害情報共有体制の整備

○大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するための体制の強化を図る。

（重要業績指標）

- ◆無線従事者免許の取得人数：3人／年
- ◆Jアラート訓練の実施回数：4回／年
- ◆大治町メールサービス登録数：R元年度現在登録数 2,098件→対前年比増

起きてはならない最悪の事態	推進方針
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	効果的な教育・啓発の実施（4-3-1）
	情報収集及び伝達手段の多様化の推進等（4-3-2）
	情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備（4-3-3）
	交通渋滞による避難の遅れの回避（4-3-4）
	災害対応力の向上（4-3-5）
	避難情報等の発令（4-3-6）
	状況情報を基にした主体的避難の促進（4-3-7）
	避難の円滑化・迅速化（4-3-8）
	避難行動要支援者への支援（4-3-9）

(4-3-1) 効果的な教育・啓発の実施

○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

(4-3-2) 情報収集及び伝達手段の多様化の推進等

○全ての住民にJアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める。また、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する。

○SNS を利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害 SNS 情報分析システム等の利用を検討する。

(4-3-3) 情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備

○国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達手段を確保できるような人員・体制を整備する。

(4-3-4) 交通渋滞による避難の遅れの回避

○交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの検討、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強等を行う。また、通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく。

(4-3-5) 災害対応力の向上

○大規模災害を想定した訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策の充実が必要である。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める。

(4-3-6) 避難情報等の発令

- 避難情報等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する。また、要配慮者に対しても避難情報等が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する。
- 避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、市町村防災支援システムの導入を検討する。

(4-3-7) 状況情報を基にした主体的避難の促進

- 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。

(4-3-8) 避難の円滑化・迅速化

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を講じる。

(4-3-9) 避難行動要支援者への支援

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする。

(重要業績指標)

- ◆無線従事者免許の取得人数：3人／年
- ◆Jアラート訓練の実施回数：4回／年
- ◆火災発生件数（建物火災）：0件／年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回／年
- ◆住民向け防災訓練実施回数：1回／年
- ◆職員向け訓練実施回数：2回／年
- ◆大治町メールサービス登録数：R元年度現在登録数 2,098件→対前年比増
- ◆老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター施設管理計画の策定：未策定→策定済（R7年度まで）
- ◆都市計画道路の整備率：6.8%（R5年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）
- ◆小学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。
- ◆中学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態	推進方針
5-1 サプライチェーンの寸断等による 町内企業の生産力低下	企業 BCP 策定等の促進 (5-1-1)
	道路ネットワークの整備、地域の防災対策の促進 (5-1-2)

(5-1-1) 企業 BCP 策定等の促進

- 企業の BCP については、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した BCP 策定運用指針やレベルに応じた BCP の様式等を活用し、普及活動を進める。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する。
- 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおける冗長性の確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした BCP の作成や浸水防止対策の実施を促進する。

(5-1-2) 道路ネットワークの整備、地域の防災対策の促進

- 物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、道路ネットワークの整備を促進するとともに、地域の防災対策を着実に進める。

（重要業績指標）

- ◆BCP ボトルネック解消率：3%解消/年（R3～7年度）
- ◆都市計画道路の整備率：6.8%（R5年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）
- ◆法人事業所数：R2年4月1日現在195件→195件を維持（R3～7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
5-2 エネルギー供給の停止による、 社会経済活動・サプライチェーンの 維持への甚大な影響	燃料供給バックアップ体制の充実強化 (5-2-1)
	燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備 (5-2-2)

(5-2-1) 燃料供給バックアップ体制の充実強化

- 燃料供給のバックアップ体制を強化するため、サービスステーションにおける BCP の策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高めるとともに、計画の不断の見直しも行う。

(5-2-2) 燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備

- 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実実に確保し、サプライチェーンを維持する。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続を改善する。

(重要業績指標)

◆都市計画道路の整備率：6.8%（R 5年度）

◆側溝整備延長：3,000m（R 7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	交通施設の防災対策の促進（5-3-1）
	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の検討（5-3-2）
	輸送モードの連携・代替性の確保（5-3-3）

(5-3-1) 交通施設の防災対策の促進

- 緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する。
- 道路橋梁の耐震補強等、交通インフラそのものの強化を検討していく。また、洪水等、交通施設の交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を検討していく。
- 大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を進める。

(5-3-2) 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の検討

- 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。
- 荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者及び研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映する。例えば、運送事業者においては、暴風雨等が予測される地域や時間帯をう回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討しておく。
- 幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の連携強化、う回路となり得る道の情報把握等を進める。
- 関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供する。
- 万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供する。

(5-3-3) 輸送モードの連携・代替性の確保

- 災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・町民等への提供に向けた体制を構築する。
- 交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化する。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する。

(重要業績指標)

◆都市計画道路の整備率：6.8%（R 5年度）

◆側溝整備延長：3,000m（R 7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
5-4 金融サービス等の機能停止による生活・商取引等への甚大な影響	郵便局舎における防災対策の推進（5-4-1）
	金融機関における防災対策の推進（5-4-2）

(5-4-1) 郵便局舎における防災対策の推進

○耐震性が確保されていない郵便局舎については、安全性を確保するため、日本郵便（株）において、直営の郵便局舎について耐震化を進める。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める。

(5-4-2) 金融機関における防災対策の推進

○全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する。

○金融機関の BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する。また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策等を進める。

(重要業績指標)

◆BCP ボトルネック解消率：3%解消/年（R 3～7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
5-5 食料等の安定供給の停滞	食品産業事業者等の災害対策の強化（5-5-1）
	農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化（5-5-2）
	サプライチェーン輸送モードの強化（5-5-3）

(5-5-1) 食品産業事業者等の災害対策の強化

○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、事業者による BCP の策定を促進する。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく。

○農業水利施設を管理する土地改良区等における BCP の策定を推進する。

○災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。

(5-5-2) 農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

- 農業に係る生産基盤等については、農地の耐震化等に加え、農業水利施設等の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせ、総合的な防災・減災対策を推進する。

(5-5-3) サプライチェーン輸送モードの強化

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、緊急輸送道路の耐震対策等を促進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る。

(重要業績指標)

- ◆BCPボトルネック解消率：3%解消/年（R3～7年度）
- ◆都市計画道路の整備率：6.8%（R5年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）
- ◆法人事業所数：R2年4月1日現在195件→195件を維持（R3～7年度）

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態	推進方針
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	電力・ガス等の民間事業者との連携力強化（6-1-1）
	石油燃料の確保（6-1-2）
	自立・分散型エネルギーの導入の促進等（6-1-3）
	輸送基盤の災害対策の推進等（6-1-4）
	エレベーター閉じ込め対策（6-1-5）

(6-1-1) 電力・ガス等の民間事業者との連携力強化

○電力の長期供給停止を発生させないため、送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る。また、各機関におけるBCPの作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する。

○災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進する。

(6-1-2) 石油燃料の確保

○発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する。

(6-1-3) 自立・分散型エネルギーの導入の促進等

○再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する。

(6-1-4) 輸送基盤の災害対策の推進等

○燃料等の供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する。

(6-1-5) エレベーター閉じ込め対策

○公共施設のエレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する。

（重要業績指標）

- ◆住民向け防災訓練実施回数：1回／年
- ◆職員向け訓練実施回数：2回／年
- ◆老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター施設管理計画の策定：未策定→策定済（R7年度まで）
- ◆都市計画道路の整備率：6.8%（R5年度）

- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）
- ◆小学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。
- ◆中学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止	雨水や再生水等の水資源の有効な利用の推進 (6-2-1)

(6-2-1) 雨水や再生水等の水資源の有効な利用の推進

○大規模災害時に速やかに復旧するために、応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、道路防災対策等を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成26年法律第17号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する。

（重要業績指標）

- ◆下水道普及率：R元年度末20.0%→毎年度+1%

起きてはならない最悪の事態	推進方針
6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実 (6-3-1)
	浄化槽の整備(6-3-2)
	污水处理施設等の防災対策の強化(6-3-3)

(6-3-1) 下水道施設の耐震化等・下水道BCPの充実

○下水道の処理場施設及び幹線管渠施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化を含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道BCPの充実に促進する。

(6-3-2) 浄化槽の整備

○生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する。

(6-3-3) 污水处理施設等の防災対策の強化

○施設の耐震化、洪水等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(重要業績指標)

◆BCPボトルネック解消率：3%解消/年（R3～7年度）

◆下水道普及率：R元年度末20.0%→毎年度+1%

◆し尿・浄化槽汚泥処理量：12,973KL（R3年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
6-4 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止	輸送ルート確保の体制強化（6-4-1）
	交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備（6-4-2）
	道路における冠水対策（6-4-3）
	災害時における放置車両対策（6-4-4）
	道路啓開対策の強化（6-4-5）
	幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進（6-4-6）
	基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討（6-4-7）

(6-4-1) 輸送ルート確保の体制強化

- 輸送ルートの確実な確保や代替性確保のため、近隣自治体間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を促進する。
- 道路啓開計画など総合啓開の実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める。
- 道路橋梁の耐震補強、その他交通施設に関する耐震化、交通施設の閉塞を防ぐ周辺対策を検討する。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を把握して迅速な応急復旧が行えるように努める。

(6-4-2) 交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備

- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図る。また、代替輸送ルート計画などについて検討を進める。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から資機材の拠点がある状態の保持に努める。
- 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する。

(6-4-3) 道路における冠水対策

- 冠水により、道路が分断されてしまうことがないように、排水ポンプ増強等、道路の耐災害性の強化を検討する。

(6-4-4) 災害時における放置車両対策

○大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

(6-4-5) 道路啓開対策の強化

○「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。

(6-4-6) 幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進

○地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める。

(6-4-7) 基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討

○基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を進める。

(重要業績指標)

- ◆火災発生件数（建物火災）：0件／年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回／年
- ◆都市計画道路の整備率：6.8%（R5年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	排水機等の耐震化等の推進（6-5-1）
	防災インフラの迅速な復旧に向けた取組（6-5-2）

(6-5-1) 排水機等の耐震化等の推進

○大規模地震想定地域等における排水機場等の防災インフラについては、町民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める。

(6-5-2) 防災インフラの迅速な復旧に向けた取組

○大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、受援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進める。

(重要業績指標)

- ◆避難確保計画の策定率：100%に近づける。（R3～7年度）
- ◆水防訓練実施回数：2回／年
- ◆大治町メールサービス登録数：R元年度現在登録数 2,098件→対前年比増
- ◆水路修繕：600m（R7年度）

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態	推進方針
7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	救助活動能力の充実・強化 (7-1-1)
	火災に強いまちづくり等 (7-1-2)
	住宅・建築物の耐震化の推進・促進 (7-1-3)
	感震ブレーカー等の普及 (7-1-4)
	災害対応力の向上 (7-1-5)
	消防水利の確保 (7-1-6)
	消防団員の確保等 (7-1-7)

(7-1-1) 救助活動能力の充実・強化

- 大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせ横断的に進める。
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めていく。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進める。

(7-1-2) 火災に強いまちづくり等

- 火災に強いまちづくりを進めるため、耐震性が不十分な建築物の耐震化等により、避難路を確保する。また、災害時の避難地にもなる公園整備を進める。
- 避難場所になるオープンスペースの確保に努める。

(7-1-3) 住宅・公共施設等の耐震化の推進・促進

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発を行い、耐震診断・耐震改修等の対策を促進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震化が図られるよう啓発する。
- 官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。

(7-1-4) 感震ブレーカー等の普及

- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

(7-1-5) 災害対応力の向上

- 道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強等を検討するとともに、緊急輸送道路・広域避難路の整備、緊急通行車両等の進入路の整備等を進める。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用に加え、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練する。

(7-1-6) 消防水利の確保

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備を進める。

(7-1-7) 消防団員の確保等

○火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

○大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

(重要業績指標)

- ◆住民への防災講話実施回数：2回/年
- ◆防災リーダー・VC養成講座への参加者数(合算)：6人/年
- ◆自主防災組織補助金申請件数：3件/年
- ◆女性消防クラブ防火啓発活動実施回数：2回/年
- ◆火災発生件数(建物火災)：0件/年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回/年
- ◆各地区の消防施設の整備数：(町全体で)5件/年
- ◆大治町避難行動要支援者対象者数：対象者の意向確認100%(R3年度)
- ◆老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター施設管理計画の策定：未策定→策定済(R7年度まで)
- ◆住宅の耐震化率：95%(R7年度)
- ◆施設緑地の整備：1箇所(R8年度)
- ◆小学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。
- ◆中学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
7-2 沿道の建築物倒壊に伴う閉塞や地下埋設物の損傷等に伴う陥没による交通麻痺	関係機関の連携(7-2-1)
	沿道の住宅・建築物の耐震化の促進(7-2-2)
	道路の閉塞等への対策(7-2-3)
	危険な空き家の把握(7-2-4)
	地盤情報の収集等(7-2-5)
	災害情報の収集体制の強化(7-2-6)

(7-2-1) 関係機関の連携

○沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める。

(7-2-2) 沿道の住宅・建築物の耐震化の促進

○耐震性が不足した住宅・建築物については、耐震化の必要性の啓発、木造住宅の耐震診断・耐震改修費の補助等を行い耐震化を促進する。

(7-2-3) 道路の閉塞等への対策

○沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの対策を検討する。

(7-2-4) 危険な空き家の把握

○危険な空き家の把握に努める。

(7-2-5) 地盤情報の収集等

○地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり地盤情報の収集・共有・利活用等を進める。

(7-2-6) 災害情報の収集体制の強化

○各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制の強化を図る。

○自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにしておく。

(重要業績指標)

- ◆老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター施設管理計画の策定：未策定→策定済（R7年度まで）
- ◆住宅の耐震化率：95%（R7年度）
- ◆都市計画道路の整備率：6.8%（R5年度）
- ◆側溝整備延長：3,000m（R7年度）
- ◆下水道普及率：R元年度末20.0%→毎年度+1%
- ◆小学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。
- ◆中学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
7-3 排水機場等の防災施設等の損壊・機能不全による水害の発生	排水機場等の防災対策の検討（7-3-1）

(7-3-1) 排水機場等の防災対策の検討

○排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の防災対策を検討する。

○排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う。

(重要業績指標)

◆水路修繕：600m（R 7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
7-4 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃	有害物質の流出等の防止対策の推進（7-4-1）
	石綿飛散防止対策（7-4-2）
	PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減（7-4-3）

(7-4-1) 有害物質の流出等の防止対策の推進

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進める。
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高める。
- 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質排出・移動量届出（PRTR）制度に基づくデータベースの有効活用を図る。

(7-4-2) 石綿飛散防止対策

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底について指導を進めていく。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を促進する。
- 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める。
- 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進めていく。

(7-4-3) PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減

- 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
7-5 農地の被害による土地の荒廃	農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備 (7-5-1)
	農地の荒廃の防止 (7-5-2)

(7-5-1) 農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。

(7-5-2) 農地の荒廃の防止

- 農業の生産活動を持続し、農地の荒廃を防ぎ、土地の保全機能を適切に発揮させる。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態	推進方針
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物仮置場の確保の推進（8-1-1）
	災害廃棄物処理計画の実行性の向上（8-1-2）
	ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等（8-1-3）
	災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理（8-1-4）
	漂着ごみの処理（8-1-5）
	災害廃棄物輸送体制の構築（8-1-6）
	災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携（8-1-7）
	住宅・建築物の耐震化の促進等（8-1-8）

（8-1-1）災害廃棄物仮置場の確保の推進

○災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保を推進する。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

（8-1-2）災害廃棄物処理計画の実効性の向上

○大治町災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。

（8-1-3）ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等

○自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入等、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。

（8-1-4）災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理

○PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る。

○廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定を推進する。

（8-1-5）漂着ごみの処理

○台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める。

（8-1-6）災害廃棄物輸送体制の構築

○災害廃棄物の広域輸送に関し、災害廃棄物輸送体制の検討を行う。

（8-1-7）災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携

○災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

(8-1-8) 住宅・建築物の耐震化の促進等

○住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する。

(重要業績指標)

- ◆老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター施設管理計画の策定：未策定→策定済（R7年度まで）
- ◆住宅の耐震化率：95%（R7年度）
- ◆施設緑地の整備：1箇所（R8年度）
- ◆ごみ処理量：6,841t（R3年度）
- ◆小学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。
- ◆中学校施設、設備の整備計画の作成、実行：R元年度作成済みの「大治町学校施設長寿命化計画」に基づきR11年度までに必要な整備を行っていく。

起きてはならない最悪の事態	推進方針
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	復旧・復興を担う人材等の育成等（8-2-1）
	行政機関の機能低下の回避（8-2-2）
	事前復興、復興方針・体制づくりの推進（8-2-3）
	災害ボランティアの円滑な受入（8-2-4）

(8-2-1) 復旧・復興を担う人材等の育成等

○地震等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る。

○復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

(8-2-2) 行政機関の機能低下の回避

○大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する地方行政機関の職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る。

(8-2-3) 事前復興、復興方針・体制づくりの推進

○被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に検討するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に検討する。

○復興まちづくりに向けた取組を支援する。

○応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築するとともに、地域住民同士のきずなを強めておく。

(8-2-4) 災害ボランティアの円滑な受入

- ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る。

(重要業績指標)

- ◆住民への防災講話実施回数：2回/年
- ◆防災リーダー・VC養成講座への参加者数(合算)：6人/年
- ◆自主防災組織補助金申請件数：3件/年
- ◆女性消防クラブ防火啓発活動実施回数：2回/年
- ◆火災発生件数(建物火災)：0件/年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回/年
- ◆コミュニティ推進地区補助金予算の執行率：100%
- ◆大治町避難行動要支援者対象者数：対象者の意向確認100%(R3年度)
- ◆法人事業所数：R2年4月1日現在195件→195件を維持(R3～7年度)

起きてはならない最悪の事態	推進方針
8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	災害情報共有の取組の推進(8-3-1)
	浸水等の被害軽減に資する対策の実施(8-3-2)
	湛水からの復旧の調整・検討(8-3-3)
	地籍整備の実施(8-3-4)

(8-3-1) 災害情報共有の取組の推進

- 平常時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、災害情報共有の取組を進める。

(8-3-2) 浸水等の被害軽減に資する対策の実施

- 地震・洪水による浸水対策を検討するとともに、応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を推進する。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための体制を整備する。
- 市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する。

(8-3-3) 湛水からの復旧の調整・検討

- 広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等のための支援ルート確保を目的に、道路啓開について、堤防仮締切、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した濃尾平野の排水計画における関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる。

(8-3-4) 地籍整備の実施

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を実施検討する。

(重要業績指標)

- ◆火災発生件数（建物火災）：0件／年
- ◆消防団の訓練参加回数：5回／年
- ◆水路修繕：600m（R7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化（8-4-1）
	既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保（8-4-2）
	自宅居住による生活再建の促進（8-4-3）

(8-4-1) 仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化

○応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあつては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

(8-4-2) 既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保

○被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、近隣自治体の公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

(8-4-3) 自宅居住による生活再建の促進

○被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。

○自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する。

○保険・共済への加入の促進を図る。

(重要業績指標)

- ◆住宅の耐震化率：95%（R7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	文化財の耐震化等の推進（8-5-1）
	コミュニティの活力の確保（8-5-2）

(8-5-1) 文化財の耐震化等の推進

- 石垣等も含め、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。その際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

(8-5-2) コミュニティの活力の確保

- コミュニティの崩壊は、無形の文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を維持する、地域での共同活動等を平常時から仕掛けていく。

(重要業績指標)

- ◆住民への防災講話実施回数：2回／年
- ◆防災リーダー・VC養成講座への参加者数（合算）：6人／年
- ◆自主防災組織補助金申請件数：3件／年
- ◆コミュニティ推進地区補助金予算の執行率：100%
- ◆歴史を伝える講座の開催：1回／年
- ◆有形文化財の見回りや声かけ：2回／年
- ◆無形文化の記録：1件以上／年

起きてはならない最悪の事態	推進方針
8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	地籍調査の実施等（8-6-1）
	復興体制や手順の検討等（8-6-2）
	用地の活用に係る平常時からの調整等（8-6-3）

(8-6-1) 地籍調査の実施等

- 市街地等の地籍調査の実施を検討するとともに、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する。

(8-6-2) 復興体制や手順の検討等

- 被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、県が実施する震災復興都市計画模擬訓練に参加するとともに、復興まちづくりに向けた取組等を支援する。

(8-6-3) 用地の活用に係る平常時からの調整等

- 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておくことを促す。

(重要業績指標)

- ◆法人事業所数：R2年4月1日現在195件→195件を維持（R3～7年度）

起きてはならない最悪の事態	推進方針
8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響	風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化（8-7-1）
	災害からの復旧復興施策等の推進（8-7-2）
	災害廃棄物処理計画の実効性の向上（8-7-3）
	企業BCP策定等の促進（8-7-4）

(8-7-1) 風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化

○大規模災害の発生により、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する。

(8-7-2) 災害からの復旧復興施策等の推進

○平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び県と共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う対応力向上を図る。

(8-7-3) 災害廃棄物処理計画の実効性の向上

○大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

(8-7-4) 企業BCP策定等の促進

○大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関におけるBCPの策定及びその実効性の確保が必要であり、BCPが未策定となっている金融機関に対してBCPの策定を促していくとともに、策定されたBCPの実効性の検証等を継続的に実施していく。

○企業BCPについては、策定を支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる。特に、中小企業のBCP策定率を向上させるため、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する。

○水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおける冗長性の確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象としたBCPの作成や浸水防止対策の実施を促進する。

（重要業績指標）

- ◆大治町メールサービス登録数：R元年度現在登録数 2,098件→対前年比増
- ◆ごみ処理量：6,841t（R3年度）
- ◆法人事業所数：R2年4月1日現在195件→195件を維持（R3～7年度）

5.2 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

15 の施策分野（11 の個別施策分野／4 の横断的分野）ごとの推進方針（施策の策定に係る基本的な指針、長期的な施策）を以下に示す。これら 15 の推進方針は、それぞれの分野間には相互依存関係がある。このため、各分野における施策の推進に当たっては、主管する部局等を明確にした上で関係する各主体において推進体制を構築してデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性・効率性が確保できるよう十分に配慮する。

（1）個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

【行政機能】

（業務継続計画等の見直し）

○南海トラフ地震を始めとした大規模自然災害発生時においても、行政機能等を維持するために、業務継続計画（BCP）や各種防災対策計画等については、その実効性を高めるための訓練や評価を実施するとともに、不断の見直しを図る。

（非常時優先業務の実施）

○南海トラフ地震を始めとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう、BCP 等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等について検討、推進する。

（災害対応力の強化）

○民間事業者、地域の専門家等の有するスキル・ノウハウや施設・設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的や目標をもった合同訓練等を継続する。近隣市町間の広域連携や相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制の強化など、災害対応力を高める。

○災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・県・民間など関係機関の効果的な連携の強化を進める。

○被災市町村への応援体制を整備するとともに、町外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する。

○復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱について検討する。

【警察・消防等】

（情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等）

○救助・救急活動や道路啓開等に必要車両、通信資機材などの装備資機材や防災情報等について、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、整備・高度化を推進する。

(救助・救援等に係る体制強化)

- 災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、公共施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、電力・エネルギーの確保等、耐災害性を強化する。また、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する。
- 防災訓練を含む各種訓練について、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施する。また、民間事業者等との連携を強化するとともに、地域防災力の中核である消防団の体制・装備・訓練の充実強化に加え、水防団の充実強化や自主防災組織の育成・教育訓練、道路啓開等を担う建設業の人材確保の推進等により、地域防災力の充実強化を図る。

(災害対応の装備資機材等の充実)

- 災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に推進する。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る。
- 指定避難所等における良好な生活環境の確保を進めるため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した取組を推進する。

(応援部隊の受援体制等の整備)

- 災害対応の業務標準化に関する検討を行い、自衛隊や警察、緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の応援部隊等の受入れに必要な事前調整を行うなど、受援体制の整備等を推進する。

(地域における防災体制の強化)

- 地域防災力の充実強化に向け、核となる消防団や水防団・自主防災組織等については体制の強化、装備、訓練の充実、啓発活動の実施及び社会の変化に応じた柔軟な見直し等を進める。

【防災教育等】

(効果的な教育・啓発の実施)

- 広範囲にわたる住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具の固定に繋がる効果的な普及・啓発を行う。また、ハザードマップの作成・周知などによる普及・啓発の取組を促進する。
- 家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育を実践するための方策を検討する。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する。
- 身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進する。

②住宅・都市

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を促進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を促進する。
- ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。さらには、町民向けの分かりやすい広報、啓発を積極的に展開することにより、住宅、建築物の建替えや改修、家具の転倒防止対策を誘発する効果的な取組を推進する。
- 防災拠点、学校施設、社会教育施設、社会体育施設、医療・社会福祉施設等については、天井等非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策等を進める。

(火災に強いまちづくり等)

- 火災に強いまちづくりを進めるため、耐震性が不十分な建築物の耐震化等により、改善を促進する。また、災害時の避難地にもなる公園の整備を進める。
- 地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレーカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレーカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する。

(水道施設の耐災害性の強化)

- 水道施設の耐震化を促進するとともに、人材やノウハウの強化等を県や県内市町村等の水道事業者などが連携して進める。

(下水道施設の耐震化等の推進・下水道 BCP の充実)

- 大規模自然災害時に下水道を速やかに復旧するために、下水道施設の耐震化等を着実に推進するとともに、下水道 BCP の充実を促進する。
- 下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理を進める。

(汚水処理施設の災害対応の強化)

- 施設の耐震化等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(危険な空き家の把握)

- 危険な空き家の把握に努める。

(帰宅困難者対策の推進)

- 帰宅困難者の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する。また、混乱の発生を避けるため、Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。
- 災害時の的確な情報提供、一斉帰宅抑制のための取組など、帰宅困難者・避難者等の安全を確保するための取組について官民が連携して推進する。
- 帰宅困難者対策については、公共・民間施設の一時滞在施設等としての活用について事前の情報共有、訓練等を通じた対策を強化する。

- 一時滞在施設の防災機能の強化を促進する。また、家族の安全を確信できる条件整備を進めるとともに、円滑な避難・帰宅のための交通施設等の耐災害性の着実な向上を図る。
- 徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地等の整備を進める。

(各種施設の災害対応機能の強化)

- ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信）の管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策を実施する。
- 事業者における BCP・BCM（事業継続マネジメント）の構築や関係機関の連携による人材やノウハウの強化を促進することにより、迅速な復旧に資する減災対策を進める。さらに、地下埋設物の耐震化と漏水等の点検、修復、空洞の埋め戻し、地盤情報の収集・共有・利活用等の道路の陥没を防ぐ対策を進める。
- 指定避難所となる施設等について、非構造部材を含めた耐震対策、自家発電設備、備蓄倉庫の整備や代替水源・エネルギー・衛生環境の確保、施設のバリアフリー化等による防災機能の強化や老朽化対策を進める。
- 多数の負傷者が発生した際、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等の確保に取り組む。

(関係機関による連絡調整)

- 大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等の実施に向け、道路の防災、地震対策や無電柱化、沿道建築物の耐震化を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う。

(緊急輸送道路の防災対策の促進)

- 緊急輸送道路の防災、地震対策を促進するとともに、洪水対策等の地域の防災対策を支援する。

(迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進)

- 大規模自然災害が発生した場合に、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、復興体制を検討する取組を進めていく。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と町が協働する取組を支援していく。

(多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保)

- 応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、近隣自治体の公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する。
- 生業（農業等）上の理由により自宅を離れることができない被災者を始め、個別の事情や地域の実情などに対応できるよう、仮設期の住まいの確保について検討を進める。

(復興に向けた住まいの在り方)

- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について検討する。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書 of 交付体制の確立を図る。
- 町民の保険・共済への加入の促進を図る。

(都市の防災・災害対策の検討)

- ゼロメートル地帯等における台風時の洪水、内水による浸水対策を検討する。
- 複合的な施設における統括防火・防災管理者による避難誘導や合同訓練等を通じて、災害対応力を向上させる。

(浸水対策の検討)

- 浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場や管渠、貯留施設の整備を検討するとともに、浸水想定区域に合わせて避難情報を記載した内水ハザードマップを作成し情報発信するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める。河川管理者、下水道管理者等の関係機関と民間が連携した浸水対策を検討していく。

(住居の安全な地域への誘導等)

- 災害リスクが高い地域においては、災害の種類や頻度、地形地質条件等の地域特性を考慮し、地域住民の意向を踏まえつつ、新たな住宅への構造規定の追加による規制、既存の住宅の安全な構造への改修又は移転等への対策を行うとともに、災害リスクについて充実した情報提供や関係法令に基づく規制区域の指定を検討する。

(総合的な治水対策の推進)

- 都市化の進展の著しい地域は、従来の河川整備のみでは、浸水被害の防止に対応することは困難であるため、河川管理者、下水道管理者等の関係機関と連携して、流域での流出抑制対策などを合わせた総合治水対策を推進する。

(文化財の防災対策等)

- 文化財の耐震化等を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める展示方法・収蔵方法等の点検や、各地の有形無形の文化を映像や文書に記録するなど、文化財の保存対策を進める。

③保健医療・福祉

(災害時における医療機能の確保)

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等、適切な医療機能の提供の在り方について検討し官民が連携して取り組む。
- 医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要となる緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する。さらに、浸水により医療機能が停止することがないように対策を講じる。また、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する。
- 関係機関と連携し、水や燃料が優先的に配分されるような協力体制の構築やBCPの策定等により防災・減災機能を強化し、事業継続性を確保する。さらに、資機材、人材を含む医療資源の適切な配分、医療に関する情報の活用を通じた広域的な連携体制の構築等により、大量かつ広域的に発生する被災者等について必要かつ適切なサービスを受けられるよう、災害に強い保健医療、福祉機能の強化に向けた取組を推進する。

○人工透析患者等の搬送手段の確保を図る。

(医療施設等の耐震化等)

○大規模地震発生時における医療機能等の着実な提供に向け、医療施設、社会福祉施設等の耐震化を進めていく。

(医療施設等における燃料の確保)

○医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自家発電施設の整備及び地下燃料タンクの耐震化や増強、再生可能エネルギーやコジェネレーション等の自立・分散型エネルギー整備への支援など、防災・減災機能の強化を図る。

(災害医療活動の確保)

○災害派遣医療チーム（DMAT）が活動拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路の防災、地震対策、無電柱化、情報通信の災害対応力の強化、地震、洪水対策等を推進する。

○医療機関に必要な資機材を配備するとともに、地域における医療に関する各種講習を充実させること等により、医療機能や医療関係者の絶対的な不足を回避するための取組を推進する。さらに、患者及び医薬品等の搬送ルートの耐災害性の向上を図るとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係機関との連携を強化する。

○被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等について平常時の活用策も含めて検討し、具体化を進める。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

○災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

○災害時において一般の避難所では生活困難な高齢者、障がい者等の要配慮者が、その状況に応じて特別な配慮が受けられ、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定促進を図る。また、要配慮者に対する緊急的な支援を図るため民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築する。

(防疫の確保)

○災害の発生による感染症の発生やまん延を防止するため、平常時から予防接種を促進する。また、消毒、害虫駆除等や、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する。

○避難者の中で感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断等を推進するとともに、正しい感染症予防など健康管理に係る情報を行き渡らせる方策を計画しておく。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持するとともに、指定避難所となる施設については、災害時にも衛生環境を良好に保てるよう、薬剤や備品を的確に確保できる体制を構築する。

(災害時保健活動の確保)

○広域のかつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し、応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、軽傷者について地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制について官民が連携して検討する。

- 発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発病の予防など中長期的な視点を持った、被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制整備を図る。
- 行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、ストレス性疾患や災害による精神的な問題などから健康を害することがないように、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- 平常時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化する。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る。

④エネルギー

（エネルギーサプライチェーン等の強化）

- 大規模被災時であっても必要なエネルギーの供給量を確保できるよう燃料供給インフラの災害対応力の強化に努める。
- 個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る。
- 供給側における企業連携型のBCP・BCM構築の持続的な推進を図るとともに、サプライチェーンの確保も念頭に置いた関係機関による合同訓練を実施し、応急復旧に必要な資機材・燃料・人材等の迅速な確保などBCP・BCMの実効性を高める。

（燃料供給バックアップ体制の充実強化）

- 燃料の備蓄の確保に努めるとともに、燃料供給のバックアップ体制を強化する。また、訓練の実施等を通じて燃料供給体制の実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る。

（エネルギー供給能力を維持する施設やシステムの強化）

- 電気設備やサービスステーションのエネルギー供給能力維持のための施設やシステムの災害対応力強化を図る。

（燃料供給ルート確保に向けた体制整備）

- 発災後の燃料供給ルートを確認するため、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討するとともに、迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る。
- エネルギー輸送に係る陸上交通基盤、輸送体制の災害対応力を強化する。また、非常時の迅速な輸送経路啓開に向けて関係機関の連携等により必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための情報共有や輸送協力、諸手続の改善等を検討する。

(エネルギーの確保対策の促進)

- エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する。
- 減少している末端供給能力（サービスステーションや LP ガス充てん所等）の維持・強化、各家庭や災害時に避難所となる公共施設、学校、医療施設などの重要施設における自家発電設備等の導入、軽油や LP ガスなどの燃料の自衛的な備蓄等を促進する。

(災害時のエネルギー供給の優先順位の整理)

- 被災後は燃料供給量に限界が生じることを前提に、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する。

(電力設備の早期復旧体制整備等の推進)

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- 電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う。
- 医療施設、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

(停電時における電動車等の活用)

- 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

(地域における自立・分散型エネルギーの導入促進)

- コジェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、LP ガス等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進するとともに、スマートコミュニティの形成を目指す。また、再生可能エネルギーの導入を推進する。
- 個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化し、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築を図る。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- 災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する。

⑤情報通信

(情報通信機能の耐災害性強化、高度化)

- 災害時における業務の継続性確保に必要な情報通信機能の耐災害性を強化、高度化するため、行政情報通信ネットワークの冗長化、機能強化・改善に取り組む。

○地域全体の災害対策を着実に推進するとともに、電力及び通信施設・ネットワークそのものの耐災害性を向上させる。また、予備電源装置・燃料供給設備・備蓄設備等の整備により、情報通信施設・設備等の充実強化を図る。

○各事業者は電気通信設備の損壊又は故障等に係る技術基準への適合性の自己確認を行う。

(情報通信手段の多様性の確保)

○ラジオ放送局の難聴対策・災害対策等により、一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進する。

○災害関連情報について、平常時及び災害時の各事業者との連携体制の構築により、官・民からの多様な収集手段を確保するとともに全ての町民が正確な情報を確実に入手できるよう、Lアラート情報の迅速かつ確実な伝達、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化等、公衆無線 LAN (Wi-Fi) 等により高齢者・障がい者、外国人等にも配慮した多様な提供手段を確保する。また、地上基幹放送ネットワークの整備及びケーブルテレビネットワーク光化等の災害対策を促進する。

○災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

○外国人等への情報提供として、災害時に高度な防災機能を発揮する無料公衆無線 LAN の整備促進など、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する。

(情報の集約化と提供体制の確立)

○避難・誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立を図る。また、平常時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備等を図る。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

○情報通信の提供に必要となる電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化を促進する。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策を着実に推進する。

(迅速で分かりやすい災害情報等の提供)

○避難情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする。

(情報通信機能の被災の復旧体制の強化)

○情報通信機能の早期復旧による社会経済活動の回復のため、復旧に係る車両の運用や、復旧活動に係る燃料確保等について体制を構築・強化する。

⑥産業・経済

(企業 BCP 策定の促進等)

○中小企業については、事前の防災・減災対策の支援や普及啓発を一層強化する。

○各企業の BCP・BCM の実効性の一層の向上等を図るため、国、県、経済団体等の連携を進める。

(企業 BCP 策定マニュアル等の普及)

- 各企業における BCP の策定促進や実効性向上に向けて、企業 BCP 策定マニュアルの普及啓発を行うとともに、各企業と関係機関等の災害時の協力体制の確立を図る。

(サプライチェーン全体の災害対応力の強化)

- BCP 策定と合わせ、産業施設・設備の耐震化や非常用電源設備の確保等を促進するとともに、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギー供給、物流基盤、情報通信基盤等の災害対応力を強化する。
- 他地域での災害による影響を含む多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保等について検討・促進を図る。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する仕組みの構築を促進する。その際、迅速な復旧復興に向けて、常時通電が必要な業種・工程等に配慮する。
- 事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する。

(金融機関における防災対策の推進)

- 金融機関における建物等の耐災害性の向上やシステムのバックアップ、災害時の情報通信機能・電源等の確保や BCP の策定を引き続き促進する。

(建設業における担い手の確保等)

- 復旧復興を担う建設業における技能労働者等の高齢化の進展などといった人材不足の課題を踏まえ、人材の確保・育成に向けた取組、環境づくりを進める。

(社会経済活動維持のための社会インフラの整備の推進)

- 中部経済連合会公表（2019 年 5 月）の提言「南海トラフ地震等が中部経済界に与える影響を最小化するために」を踏まえ、道路等の社会インフラの耐震化等の整備を計画的に進める。

(中小企業の事業活動継続への支援)

- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。

(町の強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 様々な主体との役割分担の中で、町が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する。

⑦交通・物流

(災害時における代替輸送ルート等の検討)

- 大雨などの災害に強く、災害時には代替輸送ルートとして機能する道路ネットワークの機能強化、高規格幹線道路等へのアクセス性の向上等を促進する。
- 代替輸送ルートの整備に当たっては、求められる容量及び機能を見極めるとともに、平常時も含めて安定的な輸送を確保するために必要なハード対策を行う。

(輸送ルート確保の強化)

- 輸送ルートの確実な確保や代替性確保のため、道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化など、交通施設等の耐震化等を促進するとともに

に、道路ネットワークの相互利用による早期の支援ルートの確保や道路網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、う回路として活用できる道路等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。

- 地域の災害特性に応じて、交通・物流施設等の浸水対策や停電対策を含めた耐災害性の向上を図るとともに、それらの老朽化対策、周辺構造物等による閉塞対策等及び沿道区域の適切な管理を進める。
- 洪水災害等に備え、避難路・避難地・広域応援の受入拠点等を整備するとともに、避難路・避難地を守るハード対策を推進する。

(輸送経路啓開に向けた体制整備)

- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実や情報共有・提供など必要な体制整備を構築する。
- それぞれの交通基盤、輸送機関が早期に啓開、復旧、運行再開できるよう、人材、資機材の充実等災害対応力を強化する。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路等（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を把握して、迅速な応急復旧が行えるように努める。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。また、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集やバックアップ体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める。
- 災害等発生後速やかに代替輸送が機能するよう、交通・物流事業者等は連携強化、企業連携型 BCP 策定を含めた BCP・BCM の充実、訓練などソフト対策の備えを万全にしておく。さらに、台風等で交通網が利用できない事態を想定して、あらかじめ物流の時間調整を行う体制を構築する。

(迅速な道路啓開、復旧の体制整備)

- それぞれの交通基盤、輸送機関が早期に啓開、復旧、運行再開できるよう、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成や資機材の充実を促進し、災害対応力の強化を図る。

(交通マネジメント、物流マネジメント、交通情報の提供)

- 避難に際しては、夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく。また、避難手段として、自転車の活用も検討する。
- 交通遮断時の帰宅困難対策等として、交通情報を確実かつ迅速に提供するため、手段の多重化・多様化を推進するとともに、関係機関が災害リスク等の情報を共有して、徒歩や自転車車で安全で円滑に帰宅できる経路の確保を図る。
- 交通監視カメラや道路管理用カメラ等の活用等により道路の通行可否を迅速に把握するための対策を推進する。

○南海トラフ地震等の事態に対応した必要な人員・物資等の調達体制を構築するとともに、ラストワンマイルも含めて円滑に被災地に供給できるよう、啓開・復旧・輸送等に係る施設管理者、民間事業者等の間の情報共有及び連携体制の強化とともに、既存の物流機能等を効果的に活用するための体制整備を図る。

○貨物鉄道等の大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制を検討する。

(施設管理、危機管理体制)

○ガソリン等の不足に備え、電気自動車等、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る。

(被災状況の迅速な把握・共有)

○迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業のためには、被災状況を迅速・確実に把握できる体制を確保しておくことが必要であるため、ドローン（無人航空機）等による情報収集体制を整えるとともに、各防災対応機関が人命救助活動などに共通して使用できる地図、情報図等を整備する。また、防災関係機関相互の通信手段の構築を行うことにより情報共有体制を確立するとともに、災害時に確実に使用できる通信手段を確保し、通信網が被災した場合でも確実に・迅速に復旧できる体制を確立する。

⑧農業

(災害時における食料確保対策の強化)

○地産地消の推進や家庭内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する。食品産業事業者や関連施設管理者の BCP 策定等についての取組を関係機関が連携して強化する。

○適切かつ効率的な備蓄の運用を図るとともに、緊急時においては、備蓄の活用を着実に実施する。

(食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大)

○災害時において、被災直後に想定される応急食料等の必要供給量を踏まえた上で、複数の調達先の確保、食料等の生産・加工・流通の確保、農業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工 BCP・BCM 構築、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等による連携・協力体制の拡大及び定着等のソフト対策を実施することにより、食品流通における災害対応力を強化する。

(サプライチェーンの災害対応力の強化)

○広域にわたる大規模自然災害の発生に際して、被災直後における被災地への応急食料等の供給を確保するのみではなく、それ以降における全国的な食料等の生産・加工・流通を確保し、食料等の安定供給機能をシステムとして維持するため、農業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工段階の BCP・BCM 構築、食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）等による連携・協力体制の構築などのソフト対策を実施することにより、一連のサプライチェーンの災害対応力を強化する。

(農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

○農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業用排水路や排水機場を始めとする農業水利施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等を進める。

（都市農業の振興等）

- 都市及びその周辺の地域においては、災害時の防災空間の確保など都市農業の持つ多様な機能が発揮されるよう、都市農業の振興を図る。
- 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の取組を推進する。

⑨地域保全

（総合的な保全対策の推進）

- 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害に対して備えるため、河川改修、下水道施設の機能強化・耐震化等の施設整備の整備等を推進するとともに、土地利用と一体となった減災対策、最大規模の洪水及び内水を想定したハザードマップの周知徹底、災害発生前後の的確かつ分かりやすい情報発信・伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する。
- 既存ストックを有効活用した対策を推進する。特に、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する水災害に対しても被害を最小化するため、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を進める。
- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する。

（効果的な施設整備）

- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める。

（既存施理・活用の推進）

- 河川管理施設、下水道施設等の計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する。
- 施設管理については、より効率的な点検・診断を行い効果的な長寿命化対策を進めるその際、水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理・運用、地域コミュニティとの連携、自然との共生及び環境との調和等に配慮する。

（災害対策の高度化等）

- 地域保全を担う人材・コミュニティの確保・育成等の体制整備を推進するとともに、それらが可能となる社会・経済構造の構築を目指す。

（南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討）

- 南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、国、県、町、関係機関等が協力して検討していく。

⑩環境

（災害廃棄物処理計画の実効性の向上）

- 災害廃棄物処理計画の見直し、災害時においても自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入も含む災害に強い廃棄物処理施設の整備、災害廃棄物発生量の推計に合わせた仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保、災害廃棄物の再生利用の推進等と、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を行う。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、他都道府県、市町村、業界団体等との災害廃棄物の広域連携体制の構築を進め、廃棄物処理システムの強靱化を図る。

（浄化槽の災害対応力の強化）

- 浄化槽の被災に係る対応強化を図る。また、単独処理浄化槽については、より災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進し、災害に強く早期に復旧できる個別分散型処理施設として普及を図る。併せて、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進めるとともに、浄化槽の維持管理状況も把握し、浄化槽システム全体の災害対応力強化を図る。

（有害物質の漏えい対策等の強化）

- 有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の適正管理、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の適正処理等の対策を進める。
- 有害物資の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う。また、有害物質の貯蔵状況等に関する情報共有、有害物質排出・流出時における監視・拡散防止等について、国・県と連携して的確に対応する体制を構築・維持する。

（地球環境問題への対応等）

- 近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加などが予想されているため、地球温暖化対策として低炭素社会の実現に向けた取組を進める。
- 夏季の災害の発生に備えるため、避難所の避難者等へ熱中症対策に係る情報を効果的に提供できるよう、平常時から熱中症予防情報の発信体制を強化する。

⑪土地利用

（避難場所及び災害復旧用オープンスペースの確保）

- 大規模自然災害が発生した場合に必要な避難場所、救助機関の活動拠点のための用地や応急仮設住宅用地等について、国や県、民間の協力を得つつ、あらかじめ確保するよう努める。

（復興事前準備・事前復興の推進）

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に検討するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に検討する。
- 復興まちづくりに向けた取組を支援する。

(地籍整備の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備を実施検討する。

(迅速な復興のための環境整備)

- 平常時から基本的な地理空間情報（G 空間情報）を整備するとともに、防災・減災・災害対応等の場面においてデータの利活用を進める。

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

(地域強靱化に関する教育等の推進)

- 自助、共助、公助の理念に基づく全ての関係者が参加した自発的な取組を、双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出することで促進し、リスクに対して強靱な社会を築き被害を減少させる。また、身を守る避難行動の取り方等について、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう不断の見直しを行うとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じた、継続的な防災訓練や防災教育等の推進や、町民等の自発的な防災活動に関する計画策定等の促進など、全ての世代が生涯にわたり地域強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築き、被害の減少を図る。
- 「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携してさらに拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開するとともに、地域強靱化に対する町民の意識を高めるためのコンテンツの開発やリスク情報のデータベース化などの情報の統合化を促進する。

(地域の災害対応力の向上)

- 災害時の町民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境の整備を進める。また、防災ボランティア等による地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援等により促進する。

(民間投資の促進)

- BCP の策定や実効性の向上、住宅・建築物等の耐震化、家具類の転倒防止対策、多様な水源・エネルギー源の活用、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及・啓発、情報提供等を進める。その際、地域強靱化に貢献する商品やサービス等が町民にわかるよう必要な普及啓発のための施策を推進する。

(非被災地への情報発信)

- 非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する。

(要配慮者への対応)

- 避難行動要支援者を始めとする要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る。

（共助社会づくり）

- 地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する。
- 地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成していく。

（高齢者の役割の再認識）

- 高齢化社会を迎えている中で、元気な高齢者は地域の強靱化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する取組を推進する。

（避難の円滑化、迅速化等）

- 「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民のとるべき避難行動の理解促進を図る。
- 高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う。
- 各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する。
- 避難の円滑化、迅速化等を図るため、タイムラインの策定等を推進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する。
- 想定し得る最大規模の洪水・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、町民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を検討する。
- 水害に直面した際に町民が正しい行動に移せるよう、町民目線の情報提供と、町民の自発的な行動を育む地域協働型の取組「みずから守るプログラム」を推進する。

②人材育成

（人材の育成と技術的支援体制の整備）

- 災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設を整備する。また、東日本大震災等での事例や県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する。
- 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、夜間対応などの様々な事態も想定した各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。また、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備を進める。他方、被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。
- 道路啓開、迅速な復旧・復興、平常時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保を図る。
- 民間事業者による自助・公助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのBCPの担い手に加えて、民間事業者のレジリエンス向上を牽引する専門人材を各地域に育成するなど、民間における人材育成を促進する。

(指導者等の育成)

- 学識者、行政、民間事業者等関係者が参加する、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することなどにより、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する。
- 防災ボランティア活動を始めとして、地域を守る主体的な活動を促進等するため、地域社会等において、指導者・リーダーなどの人材を育成する。特に、復興の観点から、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む。

③老朽化対策

(インフラ老朽化対策等の推進)

- 高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、限られた財源の中で町有施設の老朽化に対応するため、大治町公共施設等総合管理計画とそれに基づく施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する。

(維持管理の体制整備)

- 施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、というメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としつつ維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る。

④産学官民・広域連携

(大規模災害時の広域連携)

- 大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、避難所の確保、災害廃棄物処理、被災者へ供給する住宅の確保等について、行政や関係団体及び民間企業の広域的な連携体制や応援・受援体制を構築する。

(産学官民の連携)

- 道路啓開や緊急復旧工事、指定避難所の運営管理や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間事業者や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間事業者の施設・設備や組織体制等を活用するための官民連携を促進する。これを実効あるものとするために、民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進する。また、民間事業者の地域に精通した人員及び資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める。
- 被害情報を始めとする災害対応や地域経済社会の再建等に必要な情報の迅速な収集・提供・共有に向け、情報の一元的提供、SNSの活用などの取組を推進する。
- 災害時において防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及び中間支援組織等の連携体制の構築を図る。

- 平常時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する。また、インフラ・ライフラインに関する事業者と協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、経済団体等と協力して総合相談窓口などの体制を整えること等により、民間事業者の BCP 等、災害に対応するための取組を支援する。

(強靱化に資する適切な民間資金の活用)

- 様々な主体との役割分担の中で、町が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく。

(広域防災拠点の検討等)

- 大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地域特性を考慮した広域的な防災拠点の確保に取り組む。

(南海トラフ地震の関係自治体との連携)

- 町域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣市町村との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係自治体との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る。

(市町村間の協調・連携に係る取組の推進)

- 名古屋市近隣市町村防災担当課長会議、海部地域防災行政研究会等の市町村間の協調・連携に係る取組を推進する。

(地域の民間企業等との連携)

- 交通事業者や公益企業等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいため、地域レベルでの官民の連携協力を促進する。
- 建設業者等との連携に当たっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する。

5.3 大治町の強靱化のために優先的に取り組む施策

個別具体的施策は複数のリスクシナリオに関係することが多いことから、ここでは、重複排除や実効性の観点から、施策分野ごとに整理した。

＜個別具体的施策として掲載したもの＞

- ・第4次大治町総合計画の施策など

個別具体的施策の実施に当たっては、「起きてはならない最悪の事態」を回避する効果をできるだけ早期に高めていくため、具体的な実施箇所の詳細な検討を行い、効率的に取り組むこととする。また、本節に記載していないあらゆる施策においても、少しでも愛知県の強靱化に寄与するよう、それぞれ創意工夫しながら取り組むこととする。

なお、強靱化のために取り組む施策は、中長期的に多様な主体が相互に連携して推進していく必要があり、今後も継続的に検討を行い、個別具体的施策を充実させていく。

(1) 個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

- 行政活動推進事業(事業番号1-1)
- 法制事務事業(事業番号1-2)
- 公用車借上業務(事業番号1-3)
- 自動車運転管理業務(事業番号1-4)
- 庁舎管理事業(事業番号1-5)
- 公用車管理事業(事業番号1-6)
- 職員研修事業(事業番号1-7)
- 安全運転管理事務事業(事業番号1-8)
- 人事管理事業(事業番号1-9)
- 公共施設等維持管理事業(事業番号1-10)
- 備蓄事業(事業番号2-1)
- 災害対策事務(事業番号2-3)
- 自主防災運営事務(事業番号2-4)
- 女性消防クラブ活動事業(事業番号2-5)
- 水防事務(事業番号2-6)
- 防犯対策事務(事業番号2-7)
- 常備消防運営費(事業番号2-8)
- 非常備消防 各種訓練等開催事務(事業番号2-9)
- 消防施設費(事業番号2-10)
- 消防団運営業務(事業番号2-11)
- 防災訓練事業(事業番号2-12)
- BCP事業(事業番号2-13)
- ハツ屋防災コミュニティセンター管理事業(事業番号3-1)
- 砂子東部防災ふれあいセンター管理事業(事業番号3-2)
- 西條防災コミュニティセンター管理事業(事業番号3-3)

大治町コミュニティ団体運営事業(事業番号3-4)
広域行政事業(事業番号3-5)
総合福祉センター管理運営事業(事業番号6-1)
社会福祉事務事業(事業番号6-2)
保育所運営委託事業(事業番号7-6)
老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター管理運営事業(事業番号10-1)
施設管理事業(事業番号11-9)
下水道整備事業(事業番号13-1)
議会運営費・事務局運営費(事業番号16-1)
事務局運営費(事業番号16-2)
議会ICT化事業費(事業番号16-3)
地域連携推進事業(事業番号17-5)
公民館管理事業(事業番号18-1)
西公民館管理事業(事業番号18-2)
男女共同参画推進事業(事業番号18-6)
社会教育団体活動推進事業(事業番号18-7)
多目的スポーツ広場事業(事業番号19-1)
スポーツセンター管理事業(事業番号19-2)
スポーツセンター管理運営事業(工事修繕事業のみ)(事業番号19-3)

②住宅・都市

行政活動推進事業(事業番号1-1)
災害対策事務(事業番号2-3)
消防施設費(事業番号2-10)
児童福祉施設維持管理(ちびっこ広場等関係)(事業番号7-9)
住環境整備事業<住宅・建築物安全ストック形成事業>(事業番号12-1)
公園整備事業(事業番号12-3)
小学校施設整備事業(事業番号17-1)
中学校施設整備事業(事業番号17-2)
小学校維持管理事業(事業番号17-3)
中学校維持管理事業(事業番号17-4)
文化財保護事業(事業番号18-4)

③保健医療・福祉

消防団運営業務(事業番号2-11)
総合福祉センター管理運営事業(事業番号6-1)
社会福祉事務事業(事業番号6-2)
社会福祉推進事業(事業番号6-3)
在宅介護支援センター運営委託事業(事業番号6-4)
高齢者能力活動推進事業費補助事業(事業番号6-5)
老人クラブ運営費補助事業(事業番号6-6)
老人日常生活用具等給付等事業(事業番号6-7)
高齢者保護措置等支援事業(事業番号6-8)

障害者自立支援事業(事業番号6-9)
心身障がい者事業(事業番号6-10)
在宅医療連携システム整備事業(事業番号6-11)
保育サービス相談事業(事業番号7-1)
子育てサポート相談事業(事業番号7-2)
放課後児童健全育成事業(事業番号7-3)
養育支援訪問事業(事業番号7-4)
単子子ども会運営補助金(事業番号7-5)
保育所運営委託事業(事業番号7-6)
病児・病後児保育事業(事業番号7-7)
民間保育所運営費補助事業(事業番号7-8)
老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター管理運営事業(事業番号10-1)
保健推進員活動支援(事業番号11-1)
成人・老人保健事業(事業番号11-2)
感染症対策(事業番号11-3)
母子保健対策事業(事業番号11-4)
保健指導事業(事業番号11-5)
救急医療体制事業(事業番号11-6)
海部地区急病診療所(事業番号11-7)
あま市民病院運営協力金(事業番号11-8)
施設管理事業(事業番号11-9)
自殺対策推進事業(事業番号11-10)
小学校施設整備事業(事業番号17-1)
中学校施設整備事業(事業番号17-2)
小学校維持管理事業(事業番号17-3)
中学校維持管理事業(事業番号17-4)
公民館管理事業(事業番号18-1)
西公民館管理事業(事業番号18-2)
スポーツセンター管理事業(事業番号19-2)
スポーツセンター管理運営事業(工事修繕事業のみ)(事業番号19-3)

④エネルギー

庁舎管理事業(事業番号1-5)
備蓄事業(事業番号2-1)
災害対策事務(事業番号2-3)
ハツ屋防災コミュニティセンター管理事業(事業番号3-1)
砂子東部防災ふれあいセンター管理事業(事業番号3-2)
西條防災コミュニティセンター管理事業(事業番号3-3)
総合福祉センター管理運営事業(事業番号6-1)
保育所運営委託事業(事業番号7-6)
老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター管理運営事業(事業番号10-1)
施設管理事業(事業番号11-9)
環境保全事業(事業番号14-3)

小学校施設整備事業(事業番号17-1)
中学校施設整備事業(事業番号17-2)
小学校維持管理事業(事業番号17-3)
中学校維持管理事業(事業番号17-4)
公民館管理事業(事業番号18-1)
西公民館管理事業(事業番号18-2)
スポーツセンター管理事業(事業番号19-2)
スポーツセンター管理運営事業(工事修繕事業のみ)(事業番号19-3)

⑤情報通信

庁舎管理事業(事業番号1-5)
防災行政無線運営事務(事業番号2-2)
非常備消防 各種訓練等開催事務(事業番号2-9)
消防団運營業務(事業番号2-11)
広報広聴事業(事業番号3-6)
電子計算業務費(事業番号3-7)
農業用施設管理台帳データ整備(事業番号14-13)

⑥産業・経済

商工対策事業(事業番号14-7)
金融対策事業(事業番号14-8)
農業者団体育成事業(事業番号14-11)

⑦交通・物流

備蓄事業(事業番号2-1)
非常備消防 各種訓練等開催事務(事業番号2-9)
消防団運營業務(事業番号2-11)
社会福祉事務事業(事業番号6-2)
都市計画道路整備事業(事業番号12-2)
道路整備事業(事業番号12-4)
道路メンテナンス事業(事業番号12-6)

⑧農業

備蓄事業(事業番号2-1)
農業総務事務事業(事業番号14-1)
土地改良事業(事業番号14-9)
農業用施設管理事業(事業番号14-12)

⑨地域保全

水防事務(事業番号2-6)
非常備消防 各種訓練等開催事務(事業番号2-9)
消防団運營業務(事業番号2-11)
河川整備事業(事業番号12-5)
下水道整備事業(事業番号13-1)

土地改良事業(事業番号14-9)
文化協会活動補助金(事業番号18-3)
大治太鼓保存会活動補助金(事業番号18-5)

⑩環境

児童福祉施設維持管理(ちびっこ広場等関係)(事業番号7-9)
下水道整備事業(事業番号13-1)
犬・猫飼育管理事業(事業番号14-2)
環境保全事業(事業番号14-3)
保健衛生総務事業(事業番号14-4)
し尿浄化槽処理事業(事業番号14-5)
塵芥処理事業(事業番号14-6)

⑪土地利用

児童福祉施設維持管理(ちびっこ広場等関係)(事業番号7-9)
公園整備事業(事業番号12-3)

(2) 横断的分野

① リスクコミュニケーション

- 行政活動推進事業(事業番号1-1)
- 職員研修事業(事業番号1-7)
- 災害対策事務(事業番号2-3)
- 女性消防クラブ活動事業(事業番号2-5)
- 大治町コミュニティ団体運営事業(事業番号3-4)
- 広域行政事業(事業番号3-5)
- 在宅介護支援センター運営委託事業(事業番号6-4)
- 老人クラブ運営費補助事業(事業番号6-6)
- 単位子ども会運営補助金(事業番号7-5)

② 人材育成

- 職員研修事業(事業番号1-7)
- 自主防災運営事務(事業番号2-4)
- 非常備消防 各種訓練等開催事務(事業番号2-9)
- 防災訓練事業(事業番号2-12)
- 保健推進員活動支援(事業番号11-1)

③ 老朽化対策

- 庁舎管理事業(事業番号1-5)
- 消防施設費(事業番号2-10)
- ハツ屋防災コミュニティセンター管理事業(事業番号3-1)
- 砂子東部防災ふれあいセンター管理事業(事業番号3-2)
- 西條防災コミュニティセンター管理事業(事業番号3-3)
- 総合福祉センター管理運営事業(事業番号6-1)
- 保育所運営委託事業(事業番号7-6)
- 児童福祉施設維持管理(ちびっこ広場等関係)(事業番号7-9)
- 老人福祉センター・在宅老人デイサービスセンター管理運営事業(事業番号10-1)
- 施設管理事業(事業番号11-9)
- 木造住宅の無料耐震診断・耐震改修(事業番号12-1)
- 公園整備事業(事業番号12-3)
- 道路整備事業(事業番号12-4)
- 河川整備事業(事業番号12-5)
- 道路メンテナンス事業(事業番号12-6)
- 下水道整備事業(事業番号13-1)
- 小学校施設整備事業(事業番号17-1)
- 中学校施設整備事業(事業番号17-2)
- 小学校維持管理事業(事業番号17-3)
- 中学校維持管理事業(事業番号17-4)
- 公民館管理事業(事業番号18-1)
- 西公民館管理事業(事業番号18-2)

スポーツセンター管理事業(事業番号19-2)

スポーツセンター管理運営事業(工事修繕事業のみ)(事業番号19-3)

④産学官民・広域連携

自主防災運営事務(事業番号2-4)

保健指導事業(事業番号11-5)

救急医療体制事業(事業番号11-6)

海部地区急病診療所(事業番号11-7)

商工対策事業(事業番号14-7)

第6章 計画推進の方策

大治町の強靱化を着実に推進するため、P D C Aサイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行う。

6.1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、民間事業者、N P O、国、県等の関係者による取組、さらには近隣自治体や南海トラフ地震対策中部圏戦略会議等との連携・協力・調整により取組を進める。また、各分野の有識者や関係者による意見・助言を受ける場を設けるとともに、個別分野ごとの推進・検討体制等や、関係者における推進・検討体制等と連携を図る必要がある。

6.2 計画の進捗管理

毎年度、重要業績指標等を用いて可能な限り定量化することも含めて、各施策の進捗状況の把握等を行うこととし、町で策定している個別の計画におけるフォローアップと連動することにより、施策の進捗状況の把握等を効果的に進める。

6.3 計画の見直し等

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととする。また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、第5章に記載の推進方針や個別具体的施策を中心に適宜、本計画を見直すこととする。

さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向の連携を考慮する。

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を促進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を促進する必要がある。

(多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進)

- 多数の者が利用する建築物や防災上重要な建築物の耐震化について、耐震化の必要性の啓発を行い、耐震診断・耐震改修等の対策を愛知県と連携して耐震化及び減災化の取り組みを進める必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を促進する必要がある。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する必要がある。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。私立学校施設等の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける必要がある。

(交通施設・電柱等における脆弱性の解消)

- 交通施設等について、長時間・長周期地震動による影響、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術が不足していること、さらに、大型車両により道路橋の劣化に与える影響が大きいことから、構造安全性を確保するための対策を検討する必要がある。また、交通施設等及び避難路沿道建築物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。

(家具の転倒防止策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進)

- 地震の発生から強い揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等を取る時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

(災害対応力の向上)

- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力の向上を図る必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等)

- 火災に強いまちづくりを進めるため、耐震性が不十分な建築物の耐震化等により、避難路を確保する必要がある。また、災害時の避難地にもなる公園整備を進める必要がある。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の実施等)

- 民間事業者等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、公園等の整備、耐震性が不十分な建築物の耐震化等により、官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。

(災害対応力の向上)

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を推進する必要がある。
- 災害現場での救助・救急活動能力を高めるため、装備資機材の充実、図上訓練、実働訓練等によるオペレーション計画の充実等により、関係機関の災害対応力の向上を図る必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなどICTを活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の実施)

- 築堤・河道掘削等の河川改修、維持浚渫・樹木伐採等の維持管理、洪水調節施設・排水機場の機能強化や貯留施設の整備等の浸水対策を必要に応じて進める必要がある。併せて、大規模水害を未然に防ぐため、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなど各種ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせて実施し、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を検討していく必要がある。

- 洪水による広域的な浸水等を防ぐため、適切に整備・維持管理・更新するとともに、気候変動や少子高齢化などの自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。

- 市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の増大に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、浸水対策を検討するほか、その流域の持つ保水・遊水機能を保全するなど、総合的な治水対策を推進する必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(排水機場等の耐震化等の促進)

○排水機場等の耐震化、老朽化対策等を促進する必要がある。

(河川の改修)

○住宅開発の進行による流出量増大等により治水安全度が著しく低下していることから、国管理河川や、県管理河川の改修の推進を働きかける必要がある。

(浸水想定区域の公表)

○最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。

(気候変動を踏まえた水災害対策)

○近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、その対策について、国の動向を踏まえ、対応について検討する必要がある。

(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)

○施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県及び国が設立した水防災協議会に参加し、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む必要がある。

(情報通信関係施策の推進)

○逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、SNSなど、ICTを活用した情報共有などの情報関係施策を推進する必要がある。

○避難情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

(災害対応力の強化)

○町外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する必要がある。

○水防団の充実強化等による人材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。

2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(輸送ルート確保対策の実施)

○物資輸送ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備を進め、また、輸送基盤の地震、洪水対策等を着実に進め、災害に強い道路の整備を図る必要がある。

(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)

- 迅速な輸送経路啓開に向けて、また、交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関の連携等による道路啓開計画の策定、整備資機材の充実や、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていくとともに、必要な体制整備を図る必要がある。
- 通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域のう回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促していく必要がある。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を把握して、迅速な応急復旧が行えるように努める必要がある。

(応急給水対策の推進)

- 水道事業者等において耐震化計画の策定と水道施設の耐震化を推進するよう働きかける必要がある。
- 水道施設等は、老朽化対策と合わせて耐震化、液状化対策を着実に推進するとともに、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置、雨水や再生水など多様な水源利用の検討や、応急給水計画の策定等を推進する必要がある。また、避難所となる施設で、給水タンクの設置など水の確保に向けた取組が必要である。

(停電時における電動車等の活用)

- 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。

(応急用食料等の調達)

- 南海トラフ地震等の広域的かつ大規模な災害が発生した場合、原材料が入手できない等の理由により、十分な応急用食料等を調達できないおそれがある。そのため、民間事業者との連携等による備蓄の推進や企業連携型 BCP の策定の促進を図る必要がある。また、応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査していく必要がある。

(食料・燃料等の備蓄)

- 地域における食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力の強化を図る必要がある。公的施設・避難所等における燃料備蓄や LP ガス等の活用、自家発電設備、コジェネレーションシステム等の導入等を促進する必要がある。また、物資供給までに時間がかかることが想定されるため、各家庭、事業所、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、非構造部材を含めた耐震化対策、老朽化対策、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する必要がある。

(燃料等の仮貯蔵)

- 消防庁の「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」等に基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 災害時にラストワンマイルも含めて円滑に支援物資を輸送するため、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練等を実施することで、官民が連携した物資調達・供給体制を構

築する必要がある。また、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な救助物資の輸送等の実施に向けて、情報収集や物資・供給体制、受援体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進め、産官民の連携等による物資調達・供給体制、受援体制を構築する必要がある。

- 災害関連情報の収集・提供を行うため、ドローン（無人航空機）の導入、早期の被害情報の把握等を行うシステムの構築・整備など、情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

- 災害対応機関等の災害対応力向上と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、避難者の発生防止や緊急輸送路等の確保には、まず住宅・建築物等が大きく損傷しないよう耐震化を進める必要がある。

（消防団等の充実強化の促進等）

- 消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（災害対応の体制・資機材強化）

- 消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、水防団、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。

- SNS による住民からの救助要請等の情報を収集し、関係機関で共有し、救助活動の効率化を図る必要がある。また、災害対策本部から住民へきめ細かな情報を発信し、住民の不安を取り除くよう努める必要がある。

（災害対応業務の実効性の向上）

- 災害対応において関係機関毎に体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。

- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。

（消防団員の確保）

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

（自治体等の活動の支援）

- 公園緑地の整備を促進し、関係自治体等の連携等により、活動拠点・活動経路の耐災害性を向上させる等、円滑な救助・救援活動を支援する必要がある。

（道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の促進）

○災害時において、救助・救急活動が円滑に実施されるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水対策等の地域の防災対策を促進するとともに、装備資機材の充実、ICT を活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるようにする必要がある。

（いのちと暮らしを支える交通環境の形成）

○地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保に取り組む必要がある。

（避難行動要支援者の救助・救急活動）

○避難支援等関係者自らの生命及び安全を守りつつ、避難行動要支援者の命を守ることに協力してもらえる人材を育成するほか、防災訓練等を実施するに当たっては、避難行動要支援者と避難支援等関係者の両者の参加を求め、情報伝達、避難支援等について実際に機能するか点検する必要がある。

（住宅・建築物の耐震化等の促進）

○住宅・建築物の耐震化等を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。

（消防団の充実強化の促進等）

○公助の手が回らないことも想定し、消防団の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

（帰宅困難者対策の推進）

○バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確信できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく必要がある。

○混乱の発生を避けるため、Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する。また、人を集中させない取組を実施する必要がある。

（帰宅困難者等の受入態勢の確保）

○不特定多数が集まる集客施設等について、関連事業者との連携を強化し、膨大な数の帰宅困難者の受入に必要の一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進していく必要がある。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進していく必要がある。

（交通インフラの早期復旧に向けた関係自治体の連携調整）

○交通インフラの早期復旧の実現に向けた関係機関の連携調整体制の強化を促進する必要がある。また、膨大な帰宅困難者の帰宅対策支援として徒歩での帰宅支援の取組を推進

する必要がある。さらには、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。

(行政機関等の機能低下の回避)

○町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するとともに、町有施設等における帰宅困難者に対応する必要がある。

(代替輸送手段の確保等)

○道路の被災リスク及び帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等について、関係機関が情報を共有し、連携して、徒歩や自転車で安全・円滑に帰宅できる経路が確保されるようにする必要がある。

(公共交通事業者等との連携強化)

○公共交通事業者等と連携しながら帰宅困難者の受入態勢の確保を図る必要がある。

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(医療リソースの供給体制の確立)

○南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立していく必要がある。

○相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

○サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、サービスステーションと災害時の優先供給協定を締結し、燃料を確保する必要がある。

(医療施設の防災・減災機能の強化)

○医療機関については、災害時に必要となる医療機能を提供できるように対策を進めるとともに広域災害時における訓練の実施等を行う必要がある。さらに、浸水想定区域内にある医療機関が医療機能を万全に提供できるよう対策を講じる必要がある。

(人工透析患者等への対策)

○人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

(多数の負傷者が発生した場合の対応)

○多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。

(災害時における医療機能の確保・支援体制強化)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、災害時医療救護活動に関する協定締結の継続のほか、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 災害時において、救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給できるよう、発災時においても円滑な交通確保に寄与するバイパス整備、現道拡幅や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策を進めるとともに、地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備及びアクセス向上、緊急輸送道路や幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策や無電柱化、道路啓開に向けた連携強化、放置車両対策を進めるとともに、地域の防災対策の着実な進捗と医療機能の提供及び支援物資物流を確保する必要がある。
- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める必要がある。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)

- 住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組んでいく必要がある。

2-5 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

(衛生環境の確保等)

- 災害発生時に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持しておく必要がある。また、感染症の発生・まん延を防ぐため、平常時から適切な健康診断等を推進する必要がある。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止していく必要がある。

(下水道施設の耐震化・下水道 BCP の充実)

- 地震時においても下水道が最低限有すべき機能の確保のため、下水道の主要な管渠の耐震化を進めるとともに、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。

(避難所となる施設の衛生環境の確保)

- 避難者に感染症などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。

(医療活動を支える取組の推進)

- 医療活動を支える取組を着実に推進する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進めていく必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、資機材の準備や更新、耐震化や老朽化対策も含めた建物改修等を進める必要がある。特に、学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。

(避難所の運営体制等の整備)

- 被災者の避難生活を適正に支援できるよう、避難所の再点検及び点検結果に対する対応の促進を図るとともに、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、障がい者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する必要がある。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取り組みを促す必要がある。
- 一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進するとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

(避難所における必要物資の確保等)

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における雨水、再生水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、ラストワンマイルも含めて円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。

また、被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要がある。

(避難所外避難者への対策の整備)

- 在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる避難所外避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう対策を進める必要がある。また、迅速な被災者支援のために町による被災者台帳作成の事前準備を推進する必要がある。

(被災者の健康管理)

- 主に災害急性期（発災から1週間）～亜急性期（発災から2～3週間）において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。

(保健医療機能の確保等)

- かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする必要がある。
- 保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

(被災者の生活支援等)

- 避難所から仮設住宅、復興住宅といったように、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。
- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常備消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める必要がある。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ必要がある。

(避難所の耐震化等の推進)

- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。
- 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備などの取組を促進する必要がある。

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。
- 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。

(避難所の絶対量の不足に対する相互連携)

- 多数の避難者に相当な収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。

(円滑な遺体の処置に向けた体制等の確保)

- 遺体の処置を円滑に行うため、各火葬場の体制・物資等の整備や訓練を実施する必要がある。また、検視・身元確認用資機材の充実を図る必要がある。

3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱、重大事故の発生

(治安確保のための体制と装備資機材の充実強化)

- 治安の確保に必要な体制を確保するとともに、非常用電源設備や装備資機材の充実強化を図る必要がある。

(緊急交通路の確保)

- 緊急交通路を確保するための効果的な装備の整備など、災害状況に応じた体制を早期に構築する必要がある。

(道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等)

- 交通情報の集約など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。併せて、一般道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。

(地域コミュニティ力の強化に向けた行政等の支援)

- 災害が起きた時の対応力を向上するため、必要な地域コミュニティ力を構築する必要がある。また、ハザードマップの作成や訓練・防災教育、防災リーダーの計画的な育成等を通じた地域づくり、災害の事例や研究成果等の共有による地域コミュニティ力を強化するための支援等について、関係機関が連携し充実を図る必要がある。

(行政機関の機能低下の回避)

- 治安の悪化等を防ぐため、地方行政機関等（消防等含む。）の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。

3-2 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(地方行政機関等の機能維持)

- 防災対策の要となる防災担当職員や技術系職員の増員又は増強・育成、職員研修の実施、物資等の備蓄、職員参集訓練の実施、家族の安否確認手段の確保、職員へのメンタルケアなどの体制強化を図る必要がある。また、地方行政機関等の情報通信ネットワークの冗長化等を図る必要がある。
- 大規模自然災害発生時に、被災状況を迅速に把握・共有し、円滑な応急対応を可能にするため、国や県等と協力して活動する拠点が必要である。

(自治体の業務継続計画の作成及び見直し)

- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の作成及び見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的をもった合同訓練等を継続していく必要がある。

(行政職員の不足への対応)

- 行政職員の不足に対応するため、国・県・市町村間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めていく必要がある。
- 応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する必要がある。

(防災拠点等の耐震化等の推進)

- 防災拠点として位置付けられている施設等の耐震化については、その防災上の機能及び用途に応じ想定される地震及び洪水に対して耐震化や水害対策等を着実に推進する必要がある。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、学校、社会教育施設、社会体育施設等の耐震化等を促進する必要がある。

(防災拠点等の電力確保等)

- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、機能維持等に必要不可欠な電力を確保するため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。
- 非常用電源の耐震化や水害対策を推進する必要がある。

○医療施設、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。

○被災リスクに備えた救急・救助、医療活動等の維持に必要なエネルギーの確保については、備蓄等を促進するとともに、石油製品の備蓄方法、供給体制に係る訓練、情報共有等に係る連携スキームの構築を推進する必要がある。

(道路の防災対策等)

○町の職員・施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、地震対策や無電柱化等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

○平常時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び県と共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。

○被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。

(住民等の自発的な防災行動の促進)

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

(公共施設等の非構造部材の耐震化等の推進)

○公共施設等の非構造部材等の耐震化状況を把握し、耐震対策の一層の加速が必要である。学校施設について安全対策の観点から、古い工法のものや経年劣化した非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策等を進める必要がある。また、学校施設以外の避難所における非構造部材を含む耐震対策等を推進し、避難所としての機能を強化していく必要がある。

(タイムラインの策定)

○最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインを策定する必要がある。

○大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインを策定する必要がある。

(応急活動等の継続のための事前対策)

○関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ BCP の策定を促進する必要がある。

(災害応急対策の実施体制の確立)

○降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。

(国・県・市町村間の連携強化)

- 避難情報等に関する意思決定に際し、国・県・市町村間の連携強化・情報共有を図る態勢をあらかじめ整備しておく必要がある。
- 迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会に参加する必要がある。

4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が、途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図る必要がある。

(情報通信システムの電源途絶等に対する対応検討)

- 電源途絶等に対する情報通信システムの機能確保に向けて、非常用電源の整備や重要な行政情報確保のための「自治体クラウド」の導入などの対策を検討するとともに BCP の見直しを図る必要がある。

(情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進)

- 電力等の長期供給停止を発生させないように、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。また、電源の確保には、燃料も含めた電力供給ネットワークの災害対応力強化や移動電源車の確保、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(放送設備等の防災対策)

- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送が災害時に放送の中断がないよう、放送設備の多重化等の対策を促進する必要がある。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 情報伝達手段の電源を確保するため、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、情報伝達体制の維持を図る必要がある。

(多様な情報提供の手段の確保)

- テレビ・ラジオ（コミュニティ放送を含む。）のいずれかが中断した際にも、情報提供ができるよう相互に補完できる連携体制の整備やその共通基盤となる災害情報共有システム（Lアラート）の導入促進など、多様なメディアを活用した情報伝達体制の構築を図る必要がある。

(情報通信インフラの整備)

- 耐災害性、効率性、利便性及び冗長性の観点から、ブロードバンド環境を維持する必要がある。また、防災拠点等において、災害時にも有効に機能する無料公衆無線 LAN の整

備を促進する必要がある。さらに、大規模災害時には契約キャリアに依存せず、すべての人が公衆無線 LAN を使えるよう、災害用統一 SSID「00000JAPAN」の普及・啓発を図る必要がある。

(道路被害情報共有体制の整備)

○大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するための体制の強化を図る必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(効果的な教育・啓発の実施)

○住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修等による住宅・建築物等の耐震化、家具等の転倒防止対策を促進するとともに、主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。

(情報収集及び伝達手段の多様化の推進等)

○全ての住民に Jアラートによる緊急情報を確実に提供するため、Jアラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。また、ラジオ放送局の難聴対策、住民リストの整備、短期滞在者に対する情報提供や技能実習生を含む外国人へのやさしい日本語や多言語による情報発信のための体制整備等により、災害情報や行政情報を確実かつ迅速に提供する必要がある。

○SNS を利用し個人から発信される災害関連情報の信憑性を高めるため、対災害 SNS 情報分析システム等の利用を検討する必要がある。

(情報の効果的な利活用等に向けた人員・体制の整備)

○国の災害情報ハブの取組等を参考に、情報収集・提供手段の効果的な利活用をより一層充実させるとともに、災害時に人員が不足した場合でも情報伝達手段を確保できるよう、情報収集・提供の主要な主体である自治体の人員・体制を整備する必要がある。

(交通渋滞による避難の遅れの回避)

○交通渋滞による避難の遅れを回避するため、自動車避難のルールの見直し、道路の液状化対策、道路橋の耐震補強等を行う必要がある。また、通行実績情報などの自動車の通行に関する交通情報を迅速に一般道路利用者に提供していく必要がある。

(災害対応力の向上)

○大規模災害を想定した訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。また、通信インフラ等が被害を受けないよう洪水対策等を進めるとともに、アクセス集中等によるシステムダウン、記憶媒体の損失を回避する関係施策の充実が必要である。さらには、情報発信業務に従事する職員の不足を生じないよう交通ネットワークの確保対策を進める必要がある。

(避難情報等の発令)

- 避難情報等の発令については、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれることを基本とし、住民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、要配慮者に対しても避難情報等が確実に伝達されるよう適切な措置を講ずる必要がある。
- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを住民にも平常時から周知する必要がある。
- 避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、市町村防災支援システムの導入を検討する必要がある。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、住民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。また、住民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開していく必要がある。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う必要がある。

(避難の円滑化・迅速化)

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取り組みの充実を講じる必要がある。

(避難行動要支援者への支援)

- 避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別計画の策定を促進することなどにより、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援をする必要がある。

5) 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による町内企業の生産力低下

(企業BCP策定等の促進)

- 企業のBCPについては、策定を引き続き支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる必要がある。特に、中小企業のBCP策定率を向上させるため、中小企業庁が整備したBCP策定運用指針やレベルに応じたBCPの様式等を活用し、普及活動を進める必要がある。また、製造業(荷主)と物流事業者間など企業が連携したBCPの策定を促進する必要がある。
- 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力

等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおける冗長性の確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした BCP の作成や浸水防止対策の実施を促進する必要がある。

(道路ネットワークの整備、地域の防災対策の促進)

○物流施設・ルートの耐災害性を高めるため、道路ネットワークの整備を促進するとともに、地域の防災対策を着実に進める必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

(燃料供給バックアップ体制の充実強化)

○燃料供給のバックアップ体制を強化するため、サービスステーションにおける BCP の策定を促進し、訓練の実施等を通じて燃料供給のバックアップ体制の実効性を高めるとともに、計画の不断の見直しも行う必要がある。

(燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備)

○緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水対策等を着実に進め、燃料供給ルートを実際に確保し、サプライチェーンを維持する必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続を改善する必要がある。

5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の促進)

○緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む道路ネットワーク整備、道路の防災、地震対策など、道路の機能喪失や機能低下を防ぐ対策を促進する必要がある。

○道路橋梁の耐震補強等、交通インフラそのものの強化を進めていく必要がある。また、洪水等、交通施設の交通施設の閉塞を防ぐ周辺の対策を進めていく必要がある。

○大規模自然災害発生後に、防災拠点と交通ネットワークが有機的に機能することが重要であることから防災拠点の防災対策を推進するとともに、道路啓開など交通ネットワークの復旧に向けた取組等の検討を進める必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の検討)

○地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

○荷主、運送事業者、交通事業者、道路等の管理者及び研究機関が幅広く連携し、幹線交通が分断するリスクの分析と認識の共通化を進め、それぞれの BCP 等に反映していく必要がある。例えば、運送事業者においては、暴風雨等が予測される地域や時間帯をう回する経路の選択等、需要側においては、一定量の部品在庫の確保等、大規模自然災害により交通網が利用できない事態を考慮した事業計画を検討しておく必要がある。

○幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の連携強化、う回路となり得る道の情報把握等を進めていく必要がある。

○関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する迅速な交通情報の把握、交通対策への活用、一般道路利用者への迅速な交通情報提供をしていく必要がある。

○万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時的確に提供していく必要がある。

(輸送モードの連携・代替性の確保)

○災害時における輸送モード相互の連携・代替性を確保し、公共交通機関の運行状況等の収集・整理と利用者・町民等への提供に向けた体制を構築する必要がある。

○交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化していく必要がある。また、鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮しておく必要がある。

5-4 金融サービス等の機能停止による生活・商取引等への甚大な影響

(郵便局舎における防災対策の推進)

○耐震性が確保されていない郵便局舎については、安全性を確保するため、日本郵便（株）において、直営の郵便局舎について耐震化を進める必要がある。また、BCP については、実効性を確保できるよう、必要に応じて見直しを行うとともに、交通の麻痺による郵便サービスの停止を防ぐため、道路防災対策等を進める必要がある。

(金融機関における防災対策の推進)

○全ての主要な金融機関等において早期に BCP 策定、システムや通信手段の冗長性の確保、店舗等の耐震化、システムセンター等のバックアップサイトの確保を実施する必要がある。

○金融機関の BCP の実効性を維持・向上するための対策を継続的に実施する必要がある。また、金融機関等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。

5-5 食料等の安定供給の停滞

(食品産業事業者等の災害対策の強化)

○大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、事業者による BCP の策定を促進する必要がある。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく必要がある。

○農業水利施設を管理する土地改良区等における BCP の策定を推進する必要がある。

○災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。

(農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農業に係る生産基盤等については、農地の耐震化等に加え、農業水利施設等の耐震化、保全対策、災害対応力強化のためにハード対策の適切な推進を図るとともに、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理や施設管理者の体制整備等のソフト対策を組み合わせた、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

(サプライチェーン輸送モードの強化)

- 物流インフラの災害対応力の強化に向けて、緊急輸送道路等の耐震対策等を促進するとともに、輸送モード相互の連携や産業競争力の強化の視点を兼ね備えた物流ネットワークの構築を図る必要がある。

6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(電力・ガス等の民間事業者との連携力強化)

- 電力の長期供給停止を発生させないため送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧の迅速化を図る必要がある。また、各機関におけるBCPの作成・見直しを促進するとともに、災害時において被害状況や復旧に向けた対応等について必要な連絡調整を行うことができるよう、平常時も含め関係機関と事業者の間で連携体制を構築する必要がある。

- 災害に備え、耐震性に優れたガス管への取り換えを計画的に推進する必要がある。

(石油燃料の確保)

- 発災時に燃料不足状態に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、石油、ガス等の燃料の確保のための協定の締結や円滑な運搬給油のための体制を整備する必要がある。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)

- 再生可能エネルギーや水素エネルギー、コジェネレーションシステム、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院等に電力を供給するシステム等の普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

(輸送基盤の災害対策の推進等)

- 燃料等の供給ルートを確実に確保するため、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、装備資機材の充実や、通行可否情報等の収集など、輸送経路の啓開や施設の復旧を関係機関の連携により迅速に実施する体制の整備を推進する必要がある。

(エレベーター閉じ込め対策)

- 公共施設のエレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止

(雨水や再生水等の水資源の有効な利用の推進)

- 大規模災害時に速やかに復旧するために、応援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、道路防災対策等を進めるとともに、雨水の利用の推進に関する法律（平成 26 年 法律第 17 号）に基づく雨水の利用や、再生水の利用等の水資源の有効な利用等を普及・推進する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐震化等・下水道 BCP の充実)

- 下水道の処理場施設及び幹線管渠施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化を含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める必要がある。また、迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する必要がある。

(汚水処理施設等の防災対策の強化)

- 施設の耐震化、洪水等の浸水対策等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

6-4 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

(輸送ルート確保の体制強化)

- 輸送ルートの確実な確保や代替性確保のため、近隣自治体間を連絡する道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良、交通施設等の耐震化等を促進する必要がある。
- 道路啓開計画などの実効性向上に向け、協定等に基づく訓練等の積み重ねを進める必要がある。
- 道路橋梁の耐震補強、その他交通施設に関する耐震化、交通施設の閉塞を防ぐ周辺の方策を検討する必要がある。
- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を把握して、迅速な応急復旧が行えるように努める必要がある。

(交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備)

- 発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供、継続的な訓練、BCPの策定など必要な体制整備を図る必要がある。また、代替輸送ルート計画などについて検討を進める必要がある。
- 地域に精通した技能労働者と重機等資機材を迅速に確保し行動できるよう、日頃から資機材の拠点が各地にある状態の保持に努めておく必要がある。
- 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。

(道路における冠水対策)

- 冠水により、道路が分断されてしまうことがないように、排水ポンプ増強等、道路の耐災害性の強化を検討する必要がある。

(災害時における放置車両対策)

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する必要がある。

(道路啓開対策の強化)

- 「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。

(幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進)

- 地震や洪水等の浸水想定を踏まえ、幹線交通が分断するリスクの想定とともに対策の検討を進める必要がある。

(基幹インフラ復旧等の大幅な遅れへの対応の検討)

- 基幹インフラの広域的な損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態を想定した対策について、関係機関と連携を図りながら総合的に取組を進める必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

(排水機等の耐震化等の推進)

- 大規模地震想定地域等における排水機場等の防災インフラについては、町民の生命・財産を守るために計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進める必要がある。

(防災インフラの迅速な復旧に向けた取組)

- 大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、受援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等を進める必要がある。

7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(救助活動能力の充実・強化)

○大規模地震災害などの過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、警察、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る必要がある。また、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。さらに、消防団、自主防災組織の充実強化等、ハード・ソフト対策を組み合わせる横断的に進める必要がある。

○防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めていく必要がある。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進めていく必要がある。

(火災に強いまちづくり等)

○火災に強いまちづくりを進めるため、耐震性が不十分な建築物の耐震化等により、避難路を確保する必要がある。また、災害時の避難地にもなる公園整備を進める必要がある。

○避難場所になるオープンスペースの確保に努める必要がある。

(住宅・公共施設等の耐震化の推進・促進)

○住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発を行い、耐震診断・耐震改修等の対策を促進する必要がある。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震化が図られるよう啓発する必要がある。

○官庁施設、学校施設、社会教育施設、体育施設、医療施設、社会福祉施設等について耐震化を進める必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。

(感震ブレイカー等の普及)

○地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレイカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレイカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。

(災害対応力の向上)

○道路の閉塞が避難や消防活動の妨げとならないよう、道路橋梁の耐震補強等を進めるとともに、緊急輸送道路・広域避難路となる高規格道路等の整備、緊急通行車両等の進入路の整備等を進める必要がある。また、道路の通行可否情報を効率的に収集するため、自転車を活用したパトロール等を検討し、配備・訓練していく必要がある。

(消防水利の確保)

○地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備を進めていく必要がある。

(消防団員の確保等)

○火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。

- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

7-2 沿道の建築物倒壊に伴う閉塞や地下埋設物の損傷等に伴う陥没による交通麻痺

(関係機関の連携)

- 沿道の建築物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関が連携した取組を強化する必要がある。また、救助・救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取組を進める必要がある。

(沿道の住宅・建築物の耐震化の促進)

- 耐震性が不足した住宅・建築物については、耐震化の必要性の啓発、木造住宅の耐震診断・耐震改修費の補助等を行い耐震化を促進する必要がある。

(道路の閉塞等への対策)

- 沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、対策を検討する必要がある。

(危険な空き家の把握)

- 危険な空き家の把握に努める必要がある。

(地盤情報の収集等)

- 地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあり、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。

(災害情報の収集体制の強化)

- 各種観測データを活用することにより、被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等、災害情報の収集体制を強化する必要がある。
- 自動車が通行できない時に、自転車など効率よく現地調査を行う手段の確保や、既設の計測・観測機器類等の活用により、通行できない場所を迅速に把握できるようにしておく必要がある。

7-3 排水機場等の防災施設の損壊・機能不全による水害の発生

(排水機場等の防災対策の検討)

- 排水不良による浸水の長期化を防ぐため、排水機場等の防災対策を検討する必要がある。
- 排水機場等は、常に施設機能の効果を発揮できる状態に保つ必要があるため、計画的な整備・維持管理を行う必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による土地の荒廃

(有害物質の流出等の防止対策の推進)

- 有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業所への立入検査等の機会を捉え、化学物質の管理方法や事故発生時の対応計画等を定めた「特定化学物質等管理書」の作成等について指導を進める必要がある。
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う必要がある。また、化学物質に係る事故対応マニュアルのフォローアップを行うなど、マニュアルの実効性を高めていく必要がある。
- 災害時に有害物質の流出等を住民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質排出・移動量届出（PRTR）制度に基づくデータベースの有効活用を図る必要がある。

(石綿飛散防止対策)

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」に従った対策の徹底を指導する必要がある。また、所有者に対しても、平常時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策を促進する必要がある。
- 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平常時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討し、マニュアルの策定を進める必要がある。
- 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から塩ビ管等への更新を進める必要がある。

(PCB 廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中の PCB 廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB 廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。

7-5 農地の被害による土地の荒廃

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。

(農地の荒廃の防止)

- 農業の生産活動を持続し、農地の荒廃を防ぎ、土地の保全機能を適切に発揮させる必要がある。

8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物仮置場の確保の推進)

- 災害廃棄物の発生推計に合わせた、仮置場の確保を推進する必要がある。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

(災害廃棄物処理計画の実効性の向上)

- 大治町災害廃棄物処理計画の実効性の向上を図るため、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。

(ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)

- 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入等、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める必要がある。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- PCB や石綿など、災害廃棄物に含まれる有害物質による二次災害を防止するため、有害物質の適正な処理について、事業者への指導や周知を図る必要がある。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、回収・処理計画の策定を推進する必要がある。

(漂着ごみの処理)

- 台風や洪水等の大規模自然災害により発生することが懸念される漂着ごみについて、関係機関が連携してその処理の迅速化を進める必要がある。

(災害廃棄物輸送体制の構築)

- 災害廃棄物の広域輸送に関し、災害廃棄物輸送体制の検討を行う必要がある。

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

- 災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び NPO・ボランティア団体が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。

(住宅・建築物の耐震化の促進等)

- 住宅・建築物の耐震化を進めるなど、災害時における大量の災害廃棄物の発生を抑制する対策を推進する必要がある。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

（復旧・復興を担う人材等の育成等）

- 地震等の災害時に道路啓開等の復旧・復興を担う人材育成を図るとともに、建設業の担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する取組を推進する必要がある。また次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。

（行政機関の機能低下の回避）

- 大規模自然災害時に、復旧・復興を先導する地方行政機関等の職員等の施設の被災による機能の大幅な低下を回避すべく、体制・施設の強化を図る必要がある。

（事前復興、復興方針・体制づくりの推進）

- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に検討するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に検討する必要がある。
- 復興まちづくりに向けた取組を支援する必要がある。
- 応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。また、平常時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域住民同士のきずなを強めておく必要がある。

（災害ボランティアの円滑な受入）

- ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受け入れ体制の整備を図る必要がある。

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

（災害情報共有の取組の推進）

- 平常時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、災害情報共有の取組を進める必要がある。

（浸水等の被害軽減に資する対策の実施）

- 地震・洪水による浸水対策を検討するとともに、受援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等迅速な応急復旧対策・排水対策等による被害軽減に資する流域減災対策を

推進する必要がある。また、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための体制を整備しておく必要がある。

- 市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する必要がある。

(湛水からの復旧の調整・検討)

- 広域かつ甚大な浸水被害を想定し、人命救助、孤立避難者の救出、早期の復旧復興等のための支援ルート確保を目的に、道路啓開について、堤防仮締切、排水作業等の具体的な方法・手順を整理した濃尾平野の排水計画における関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。

(地籍整備の実施)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や都市部官民境界基本調査等により、更なる地籍整備の実施検討が必要である。

8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の建設候補地における建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、民間企業との連携により、近隣自治体の公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。

(自宅居住による生活再建の促進)

- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を適確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。
- 保険・共済への加入の促進を図る必要がある。

8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の耐震化等の推進)

○石垣等も含め、文化財の耐震化、風水害や火災への対策、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めておく必要がある。その際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

(コミュニティの活力の確保)

○コミュニティの崩壊は、無形の文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物など有形の文化財にも影響するため、コミュニティの活力を保っていく必要がある。そのため、平常時から地域での共同活動等を仕掛けていく必要がある。

8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(地籍調査の実施等)

○災害後の円滑な復旧復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるため、地籍調査の実施を検討するとともに、被災想定地域における官民境界の基礎的な情報を重点的に整備する必要がある。

(復興体制や手順の検討等)

○被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興に関する体制や手順の検討、震災復興都市計画模擬訓練等に参加するとともに、復興まちづくりに向けた取組等を支援する必要がある。

(用地の活用に係る平常時からの調整等)

○大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行っておく必要がある。

8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響

(風評被害を防止する的確な情報発信のための体制強化)

○大規模災害の発生により、安全安心な社会・経済環境が失われないよう、最大限の備えを進めるとともに、災害発生時において、風評被害等に対応するため、的確な情報発信のための体制強化を推進する必要がある。

(災害からの復旧復興施策等の推進)

○平常時から、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び県と共有し、災害からの復旧復興施策や発災時の被災者支援の取組を行う等の対応力向上を図る必要がある。

(災害廃棄物処理計画の実効性の向上)

- 大規模自然災害から早期に復興が図られるよう、災害廃棄物処理計画や災害廃棄物の広域輸送体制の検討を行う必要がある。また、将来の地場の産業の担い手育成や、地方創生の取組、地域のコミュニティ力を高める取組を進めるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。

(企業 BCP 策定等の促進)

- 大規模災害発生時における、金融決済機能の継続性の確保のためには、金融機関における BCP の策定及びその実効性の確保が必要であり、BCP が未策定となっている金融機関に対して BCP の策定を促していくとともに、策定された BCP の実効性の検証等を継続的に実施していく必要がある。
- 企業 BCP については、策定を支援するとともに、具体的な策定項目を充実させ、実効性を向上させる必要がある。特に、中小企業の BCP 策定率を向上させるため、中小企業庁が整備した BCP 策定運用指針やレベルに応じた BCP の様式等を活用し、普及活動を進める必要がある。また、製造業（荷主）と物流事業者間など企業が連携した BCP の策定を促進する必要がある。
- 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおける冗長性の確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした BCP の作成や浸水防止対策の実施を促進する必要がある

(別紙2) 施策分野ごとの脆弱性評価結果

個別施策分野

①行政機能/警察・消防等/防災教育等

業務継続計画等の見直し

南海トラフ地震を始めとした大規模自然災害発生時においても、行政機能等を維持するために、業務継続計画（BCP）や各種防災対策計画等について、さまざまな事態を想定した教育・訓練を実施するとともに、計画の実効性について評価を行うことを通じて、計画の見直しを重ねる必要がある。

非常時優先業務の実施

南海トラフ地震を始めとした大規模自然災害発生時に、非常時優先業務の継続に支障をきたすことのないよう対策を図る必要がある。そのためには、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化、電力の確保、情報・通信システムの冗長性の確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。

災害対応力の強化

災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保とともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的や目標をもった合同訓練等を継続していく必要がある。

行政職員の不足に対応するため、市町村間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取組を進めておく必要がある。

町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、施設の耐震化や電力・エネルギーの確保等の取組を進める必要がある。

被害情報を始めとする災害対応に必要な情報の迅速な収集・共有や、国・県・民間等関係機関との効果的な連携など、非常時においても業務を円滑に遂行するための体制を確保する必要がある。

庁舎の耐震化・浸水対策を計画的かつ重点的に推進するとともに、庁舎内の什器の固定、天井などの非構造部分の耐震化等についても推進する必要がある。

被災市町村への応援体制を整備するとともに、町外の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を推進する必要がある。

復旧・復興に不可欠な各種データのバックアップ体制の整備、通信・連絡手段の確保、安否情報や被災者情報の取扱について検討する必要がある。

情報収集・提供及び通信の高度化・多重化等

救助・救急活動や道路啓開等に必要となる車両、通信資機材などの装備資機材や防災情報等について、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、整備・高度化を推進する必要がある。

救助・救援等に係る体制強化

災害時の救助活動拠点や防災拠点となる警察施設、消防防災施設、公共施設等の整備や耐震化等を進めるとともに、電力・エネルギーの確保等、耐災害性を強化する必要がある。また、救援に活用できる施設の調査、救援経路の啓開体制の事前整備等を推進する必要がある。

防災訓練を含む各種訓練について、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練や、より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練等を実施する必要がある。また、民間事業者等との連携を強化するとともに、地域防災力の中核である消防団の体制・装備・訓練の充実強化に加え、水防団の充実強化や自主防災組織の育成・教育訓練、道路啓開等を担う建設業の人材確保の推進等により、地域防災力の充実強化を図る必要がある。

災害対応の装備資機材等の充実

災害対応のための装備資機材の整備・高度化を適切に推進する必要がある。また、共通の通信手段の充実や民間情報の活用等に配慮しつつ、情報通信施設や通信機材の整備強化、情報収集・提供手段の多様化・多重化、防災情報等の高度化・共通化を図る必要がある。

指定避難所等における良好な生活環境の確保を進めるため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した取組を推進する必要がある。

応援部隊の受援体制等の整備

災害対応の業務標準化に関する検討を行い、自衛隊や警察、緊急消防援助隊、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の応援部隊等の受入れに必要な事前調整を行うなど、受援体制の整備等を推進する必要がある。

地域における防災体制の強化

地域防災力の充実強化に向け、核となる消防団や水防団・自主防災組織等については体制の強化、装備、訓練の充実、啓発活動の実施及び社会の変化に応じた柔軟な見直し等を進める必要がある。

効果的な教育・啓発の実施

広範囲にわたる住宅・建築物等の倒壊や家具転倒等による被害等の軽減・防止を図るため、耐震診断・耐震改修、家具の固定に繋がる効果的な普及・啓発を行う必要がある。また、ハザードマップの作成・周知などによる普及・啓発の取組を促進する必要がある。家庭、社会、職場、学校等、生活のあらゆる側面について、「自分の命は自分で守る」ことを基本に、「助け合いの精神」を考えるきっかけとなる防災教育の実践を考える必要がある。特に、生涯にわたって災害から命を守ることができるよう、児童・生徒に対する防災・減災教育を推進するとともに、中学生以上には救助する側になってもらうための意識啓発や訓練を実施する必要がある。

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進していくとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民の自発的な行動計画策定を促進する必要がある。また、避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する必要がある。

②住宅・都市

住宅・建築物等の耐震化等の促進

地震による死傷者の発生、閉じ込めの発生、建築物の倒壊、地下埋設物の損壊等に伴う避難経路や緊急輸送路等の閉塞、家族の安否への不安から生じる一斉帰宅に伴う混乱、自宅の損傷

や喪失による大量の避難者の発生及び地域住民の離散に伴うコミュニティの崩壊等を回避するためには、住宅・建築物の耐震化を進める必要がある。

住宅・建築物の耐震化については、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修等の対策を促進する。併せて、天井、外装材、ブロック塀等の非構造部材及び付属物の耐震対策を促進する必要がある。さらに、宅地の耐震診断や耐震化を促進する必要がある。

官庁施設、学校施設、医療施設、社会福祉施設等の耐震化については、早期完了を目指し、取組を強化する必要がある。また、天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。私立学校施設等の耐震化については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける必要がある。

火災に強いまちづくり等

火災に強いまちづくりを進めるため、延焼防止効果のある公園等の整備、耐震性が不十分な建築物の耐震化等により、官民が連携して解消を図る必要がある。災害時の避難地にもなる公園整備を進める必要がある。

地震による火災の発生を抑えるため、感震ブレイカーの普及啓発や自宅から避難する際にブレイカーを落とすことについて啓発を行い、電気火災対策を実施する必要がある。

水道施設の耐災害性の強化

水道施設の耐震化を促進するとともに、人材やノウハウの強化等を県や県内市町村等の水道事業者などが連携して進める必要がある。

下水道施設の耐震化等の推進・下水道 BCP の充実

大規模自然災害時に下水道を速やかに復旧するために、下水道施設の耐震化等を着実に推進し、下水道の主要な管渠の耐震化を進めるとともに、下水道 BCP の充実を促進する必要がある。

下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理を進める必要がある。

汚水処理施設等の防災対策の強化

施設の耐震化等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。

危険な空き家等の把握

危険な空き家等の把握に努める必要がある。

帰宅困難者対策の推進

帰宅困難者の発生が予想されることから、受け入れ先としての一時滞在施設等の確保やその耐震化、物資の備蓄等のソフト・ハード両面の対策を推進する必要がある。また、混乱の発生を避けるため、Wi-Fi スポットなど帰宅困難者が情報を得られる環境を整備・強化することを検討する必要がある。

滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所を確保していく必要がある。また、徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。

子供の安否情報を逐次的確に提供できるようするなど、家族の安全を確信できる条件整備を進め、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく必要がある。

各種施設の災害対応機能の強化

学校施設の多くが指定避難所に指定されていることを踏まえ、非構造部材を含めた耐震対策、老朽化対策による施設の安全確保とともに、トイレや自家発電設備、備蓄倉庫の整備、施設のバリアフリー化など、避難所としての防災機能を強化していく必要がある。

多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。

関係機関による連絡調整

大規模自然災害からの円滑な避難、帰宅の実現に必要な交通インフラの早期復旧や、物資の供給停止の回避等を実施するため、道路の防災、地震対策や無電柱化、沿道建築物の耐震化を進めるとともに、洪水等の地域の防災対策の推進に係る連携調整を関係機関等が事前に行う必要がある。

道路の防災対策の推進

道路ネットワークの整備を推進する。また、洪水等の地域の防災対策を推進する必要がある。

迅速かつ円滑に市街地が復興するための取組の促進

大規模自然災害が発生した場合に、都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、連携して復興や体制を検討する取組を進める必要がある。また、災害時の被害の低減や復興の迅速化・円滑化に向けた地域住民と行政が協働する取組を支援する必要がある。

多様な手法を活用した迅速な仮設期の住まいの確保

応急仮設住宅（建設型・賃貸型）、近隣自治体の公営住宅、住宅の応急修理など、多様な手法を活用して迅速な仮設期の住まいの確保を推進する必要がある。

生業（農業等）上の理由により自宅を離れることができない被災者を始め、個別の事情や地域の実情などに対応できるよう、仮設期の住まいの確保について検討を進める必要がある。

復興に向けた住まいの在り方

応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急修理の速やかな実施、及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討していく必要がある。

住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。

都市の防災・災害対策の検討

ゼロメートル地帯等における台風時の洪水、内水による浸水対策を検討する必要がある。

浸水対策の検討

浸水被害軽減のため、河川改修、排水機場や管渠、貯留施設の整備を検討するとともに、浸水想定区域に合わせて避難情報を記載した内水ハザードマップを作成し情報発信するなど、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた対策を進める必要がある。河川管理者、下水道管理者等の関係機関と民間が連携した浸水対策を検討していく必要がある。

住居の安全な地域への誘導等

災害リスクが高い地域においては、災害の種類や頻度、地形地質条件等の地域特性を考慮し、地域住民の意向を踏まえつつ、新たな住宅への構造規定の追加による規制、既存の住宅の安全

な構造への改修又は移転等への対策を行うとともに、災害リスクについて充実した情報提供や関係法令に基づく規制区域の指定を検討する必要がある。

総合的な治水対策の推進

都市化の進展の著しい地域は、従来の河川整備のみでは、浸水被害の防止に対応することは困難であるため、河川管理者、下水道管理者等の関係機関と連携して、流域での流出抑制対策などを合わせた総合治水対策を推進する必要がある。

文化財の防災対策等

文化財の耐震化等を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限に留める展示方法・収蔵方法等の点検や、各地の有形無形の文化を映像や文書に記録するなど、文化財の保存対策を進める必要がある。

③保健医療・福祉

災害時における医療機能の確保

広域かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、資機材の確保、協定の締結、訓練の実施及び各種計画の策定等、適切な医療機能の提供の在り方について検討し官民が連携して取り組む必要がある。

医療機能を適切に活用するために、救助、救急、医療及び緊急物資等の輸送に必要となる緊急輸送道路等の整備を推進するとともに、早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係者との連携を強化する必要がある。さらに、浸水により医療機能が停止することがないよう対策を講じる必要がある。また、医療・福祉機能を支える情報通信・非常用発電・代替水源の確保、水・食料等の備蓄等により防災・減災機能を強化し事業継続性を確保する必要がある。

平常時からの水源の多重化や、優先的に水道を復旧させるなどの協力体制を構築していく必要がある。また、下水道が使用できない場合にも備える必要がある。

人工透析患者等の搬送手段の確保を図る必要がある。

医療施設等の耐震化等

大規模地震発生時における医療機能等の着実な提供に向け、医療施設、社会福祉施設等の耐震化を進めていく必要がある。

医療施設等における燃料の確保

医療・福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、自家発電施設の整備及び地下燃料タンクの耐震化や増強、再生可能エネルギーやコジェネレーション等の自立・分散型エネルギー整備への支援など、防災・減災機能の強化が必要である。医療施設におけるエネルギー確保については、自家用発電設備等に使用する燃料等の自衛的備蓄の必要性について継続的に認識を促すとともに、燃料等が優先的に分配されるよう、関係機関の連携を高めておく必要がある。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく必要がある。

災害医療活動の確保

南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高く、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含めた検討を行い、医療リソースの供給体制を確立していく必要がある。

相当な割合を占める軽傷者については、地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制を構築し、医療リソースの需要を軽減させていく必要がある。

災害派遣医療チーム（DMAT）が活動の拠点へ到達できるよう、災害時の活動経路を早期啓開し、医療物資物流を確保するため、関係機関が連携し、道路の防災、地震対策、無電柱化、地震、洪水対策等を推進することにより、災害時の活動経路の早期啓開及び医療物資物流を確保する必要がある。

被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し治療するための拠点・施設等の強化に向けて、必要な設備や機能や資機材等について検討し、具体化していく必要がある。また、これら災害時に需要がある医療用資機材を常に維持していくため、その平常時の活用策について検討していく必要がある。

医療施設の機能停止を回避するためのBCPを策定しておく必要がある。

かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする必要がある。

要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築

災害時において要配慮者に対し緊急に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。

一般の避難所では生活が困難な要配慮者に対する支援体制や、受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要がある。

防疫の確保

避難者の間で感染症が流行しないよう、平常時から適切な健康診断等を推進するとともに、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく消毒や害虫駆除を必要に応じ実施できる体制を維持するとともに、被災者の生活空間から下水を速やかに排除、処理するための体制等を構築する必要がある。さらに、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防など健康管理に係る情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。

避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。

災害時保健活動の確保

発災直後から被災者の救命・救護を始め、感染症予防、慢性疾患の悪化予防、環境衛生の改善、メンタルヘルス対策や生活不活発発病の予防など中長期的な視点を持った、被災地での健康支援活動（保健活動）を速やかに展開する体制整備を図る必要がある。

主に災害急性期（発災後1週間）～亜急性期（発災後2～3週間）において、静脈血栓閉塞症（いわゆるエコノミークラス症候群）やストレス性の疾患が多発しないよう、また、亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所を始め、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。

保健師等による避難所等の支援体制の整備を図る必要がある。

④エネルギー

エネルギーサプライチェーン等の強化

個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化するとともに、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、エネルギーサプライチェーン全体の強靱化を図る必要がある。

燃料供給バックアップ体制の充実強化

燃料の備蓄の確保に努めるとともに、燃料供給のバックアップ体制を強化する必要がある。また、訓練の実施等を通じて燃料供給体制の実効性を高めるとともに、体制の充実強化や計画等の見直しを図る必要がある。

燃料供給ルート確保に向けた体制整備

発災後の燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の災害対策を引き続き推進するとともに、啓開ルートの優先性や代替輸送ルートを検討し、迅速な輸送経路啓開や施設復旧に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図る必要がある。

円滑な燃料輸送のための諸手続きの改善につき検討を進めるなど、災害時の燃料輸送を速やかに行う体制づくりを行う必要がある。

エネルギーの確保対策の促進

エネルギーの末端供給拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所等の災害対応力を強化するとともに、各家庭や避難所、医療施設等において自家発電施設の導入や燃料の備蓄量の確保等を促進する必要がある。

住民拠点サービスステーションの整備や災害訓練等を通じ、災害時に地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LP ガス充填所の災害対応力の強化を推進する必要がある。また、燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるサービスステーション過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄など需要家側の対策についても支援を強化する必要がある。

災害時のエネルギー供給の優先順位の整理

被災後は燃料供給量に限界が生じる一方、非常用発電や緊急物資輸送のための需要の増大が想定されるため、関係機関・事業者等と連携しながら、供給先の優先順位の考え方を事前に整理する必要がある。

電力設備の早期復旧体制整備の推進

大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。

電力事業者は、現場の情報を迅速に収集・共有する体制を整備し、停電の早期復旧やユーザーへの迅速かつ適切な情報発信を行う必要がある。

医療施設、防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要がある。

停電時における電動車等の活用

停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。

地域における自立・分散型エネルギーの導入促進

再生可能エネルギーや LP ガス・灯油等の活用、コジェネレーションシステム、自動車から各家庭やビル、病院などに電力を供給するシステムの普及促進、スマートコミュニティの形成等を通じ、自立・分散型エネルギーを導入するなど、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進する必要がある。

民間事業者との連携による燃料の確保

災害時の優先供給協定に基づき、サービスステーションの石油燃料の流通在庫が確保できる体制を強化する必要がある。

⑤情報通信

情報通信機能の耐災害性強化、高度化

災害時における業務の継続性確保に必要な情報通信機能の耐災害性を強化、高度化するため、行政情報通信ネットワークの冗長化、機能強化・改善に取り組む必要がある。

システムダウン、記憶媒体の損失に至らせない関係施策の充実が必要である。

情報収集・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進めていく必要がある。

情報通信手段の多様性の確保

全ての住民に J アラート（全国瞬時警報システム）による緊急情報を確実に提供するため、J アラートと連携する情報伝達手段の多重化に努める必要がある。また、ラジオ放送局の難聴対策・災害対策等、L アラート情報の迅速かつ確実な伝達の推進かつ迅速な提供手段の多様化を推進する必要がある。高齢者・障がい者にも配慮した住民への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化を推進する必要がある。

災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。

外国人等への情報提供として、無料公衆無線 LAN の整備促進など、多様な手段により情報を伝達する施策を着実に推進する必要がある。

情報の集約化と提供体制の確立

避難誘導や情報伝達等に係る共通ルールの確立が必要である。また、平常時における情報の収集・提供の実施による体制の実効性確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を図る必要がある。

情報通信に係る電力等の長期供給停止対策の推進

情報通信の提供に必要な電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の供給ネットワークの災害対応力の強化を促進する必要がある。また、道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、洪水対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。

迅速で分かりやすい災害情報等の提供

避難情報等に5段階の警戒レベルを付して提供することにより、住民等が避難するタイミングやとるべき行動を明確にする必要がある。

情報通信機能の被災の復旧体制の強化

情報通信機能の早期復旧による社会経済活動の回復のため、復旧に係る車両の運用や、復旧活動に係る燃料確保等について体制を構築・強化する必要がある。

⑥産業・経済

企業BCP策定の促進等

企業のBCPについて、引き続き策定を促進する必要がある。また、企業BCPの実効性を確保・定着させるため、継続的な教育・訓練による企業内の人材育成に努めるとともに、PDCAサイクルにより企業BCPの改善を図っていく必要がある。さらに、サプライチェーンを確保するために、企業連携型BCPの策定への取組を行うとともに、幅広く関係機関や関連他業種が連携できる体制を構築する必要がある。

企業BCP策定マニュアル等の普及

各企業におけるBCPの策定促進や実効性向上に向けて、企業BCP策定マニュアルの普及啓発を行うとともに、各企業と関係機関等の災害時の協力体制の確立を図る必要がある。特に経営者への普及啓発に努めるほか、BCP策定や事業継続の中核を担う人材の育成を行う必要がある。

サプライチェーン全体の災害対応力の強化

BCP策定と合わせ、産業施設・設備の耐震化や非常用電源設備の確保等を促進するとともに、産業及びサプライチェーンを支えるエネルギー供給、物流基盤、情報通信基盤等の災害対応力を強化する必要がある。

他地域での災害による影響を含む多様な視点からのリスク回避のためのサプライチェーンの複線化、部品の代替性の確保等について検討・促進を図る必要がある。また、自家発電設備、燃料備蓄・調達等を関係企業や地域内で融通する仕組みの構築を促進する必要がある。その際、迅速な復旧復興に向けて、常時通電が必要な業種・工程等に配慮する。

事業継続の観点から、テレワーク（在宅勤務）による事業継続の取組を促進する必要がある。

⑦交通・物流

災害時における代替輸送ルート等の検討

広域の応援も含め、被災地に複数ルートから並列的に、支援物資、救助部隊、DMAT等の支援活動チーム、復旧要員や資機材が到達するため、又は広域避難や重症患者の搬送ルート確保のため、緊急輸送道路等の整備を促進していく必要がある。

交通網の部分的な被害が全体の交通麻痺につながらないように、関係者が連携し、啓開の優先順位決定や複数モード間の代替輸送、交通全体のマネジメント力を強化していく必要がある。

輸送ルート確保の強化

輸送ルートの確実な確保や、都市間の輸送ルートの代替性確保のため、県内の都市間を連絡する幹線道路ネットワークの整備、緊急輸送道路等の地震、防災対策や老朽化対策、無電柱化、発災時においても円滑な交通確保に寄与する交差点改良など、交通施設等の耐震化等を促進す

るとともに、道路ネットワークの相互利用による早期の支援ルートの確保や道路網等の輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、災害のおそれのある区間を回避するネットワーク確保のため、う回路として活用できる道路について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する必要がある。

橋梁の耐震補強、老朽化対策を進めるとともに、これらに隣接する土木構造物の倒壊や、沿道宅地の崩壊、電柱等の倒壊による閉塞を防ぐ周辺対策を検討する必要がある。

地下構造物の被害により道路が陥没して通行できなくなることもあるため、地盤情報の収集・共有・利活用等を進める必要がある。

輸送経路啓開に向けた体制整備

発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有・提供など必要な体制整備を構築する必要がある。

緊急輸送道路及び重要物流道路等（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を把握して、迅速な応急復旧が行えるように努める必要がある。

物資調達・供給体制、受援体制の構築等

産官民の連携等により、物資調達・供給体制、受援体制を構築するとともに、多様な関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況に合わせた円滑かつ的確な支援の実施に向けて、情報収集やバックアップ体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。

ラストワンマイルも含めた円滑な支援物資輸送のため、既存の物流機能等を効果的に活用するための体制整備に向けた物流事業者のBCP策定を進める必要がある。

サプライチェーンを途絶させないため、製造業（荷主）と物流事業者間など、企業が連携したBCPの策定、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）の枠組みを活用した災害に強い民間物流施設の整備、輸送モード相互の連携と平常時における物流コスト削減等を進める必要がある。

迅速な道路啓開、復旧の体制整備

道路啓開などの復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を促進することで、復旧の体制を整備する必要がある。

また、「中部版くしの歯作戦」について、関係機関の役割を具体化し、計画の実効性を向上させる必要がある。

交通マネジメント、物流マネジメント、交通情報の提供

夜間時や液状化などを考慮して徒歩での避難を前提に、避難経路・避難方法を検討し、実効できる環境を整えるとともに、自力徒歩で避難することが難しい避難行動要支援者などが避難する場合等、自動車での避難も検討しておく必要がある。災害に伴い鉄道・自家用車が利用できないときに、多くの町民が帰宅困難・通勤困難となる事態を回避するため、関係機関が連携して、あらかじめ、帰宅支援対象道路に指定する緊急輸送路等の被災リスクその他の情報を共有し、徒歩や自転車で安全円滑に帰宅できる経路が確保されるようにするとともに、翌日以降の通勤通学等も含め、急増する自転車需要への対応について計画しておく必要がある。

災害廃棄物の広域輸送に関し、貨物鉄道や海上輸送などの大量輸送特性を活かした災害廃棄物輸送体制を検討する必要がある。

バスの運行及び道路交通の現状及び見通しに関する情報を逐次的確に提供できるようにし、一斉帰宅に伴う混乱や、交通遮断時の甚大な影響を回避していく必要がある。

施設管理、危機管理体制

ガソリン等の不足に備え、電気自動車等、輸送用燃料タイプの多様化、分散化を図る必要がある。

被災状況の迅速な把握・共有

迅速な応急対策及び交通ネットワーク等の早期啓開や復旧作業のためには、被災状況を迅速・確実に把握できる体制を確保しておくことが必要であるため、ドローン（無人航空機）等による情報収集体制を整えるとともに、各防災対応機関が人命救助活動などに共通して使用できる地図、情報図等を整備する必要がある。また、防災関係機関相互の通信手段の構築を行うことにより情報共有体制を確立するとともに、災害時に確実に使用できる通信手段を確保し、通信網が被災した場合でも確実・迅速に復旧できる体制を確立する必要がある。

⑧農業

災害時における食料確保対策の強化

地産地消の推進や家庭内備蓄の促進等により、食料確保対策を強化する必要がある。また、食品産業事業者や関連施設管理者の BCP 策定等について、今後、取組を強化していく必要がある。

適切かつ効率的な備蓄の運用を図るとともに、緊急時においては、備蓄の活用を着実に実施する必要がある。

食品流通の早期再開に向けた連携・協力体制の拡大

災害時において、想定される必要供給量を踏まえた上で、複数の調達先の確保、食料等の生産・加工・流通の確保、農業に係る生産基盤等のハード対策や、流通・加工 BCP/BCM 構築、食品産業事業者や関連産業事業者（運輸、倉庫等）等による連携・協力体制の拡大及び定着等のソフト対策を実施することにより、食品流通における災害対応力を強化する必要がある。

応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する必要がある。特に、南海トラフ地震は、必要とされる応急用食料が最も多いことから、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討する必要がある。また、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査していく必要がある。

サプライチェーンの災害対応力の強化

食品産業事業者が、大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するための食品サプライチェーン全体の連携・協力体制を促進するために、食品産業事業者、関連産業事業者等との連携・協力体制を構築につき、普及啓発や事業者による BCP の策定を促進する必要がある。また、自立・分散型エネルギー設備の導入、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性を向上させていく必要がある。

農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化

農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、農業用排水路、排水機場を始めとする農業水利施設等の耐震対策、長寿命化対策、機能強化等の総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。

生産基盤施設等の BCP については、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、国・県・町・地域住民・施設管理者等が連携し、一連の生産・流通過程に係る個別地域 BCP の

策定や、農業水利施設の管理者のBCP策定等のソフト対策についても、推進・促進する必要がある。

都市農業の振興等

都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の取組を推進する必要がある。

⑨地域保全

総合的な保全対策の推進

南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害に対して備えるため、想定し得る最大規模の洪水、内水を想定したハザードマップの周知徹底、災害発生時の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を実施する必要がある。

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、県管理河川、国管理河川等を対象に設立された水防災協議会に参加し、円滑な避難水防活動、減災対策等のため連携して一体的に取り組む必要がある。

近年の豪雨の頻発・激甚化にも対応するため、河道掘削や築堤、堤防強化、洪水調節施設、雨水貯留浸透施設等の整備、排水機場、雨水貯留管などの排水施設の整備等を推進し、浸水対策を含めた様々な治水対策を推進する必要がある。大規模水害による社会経済の壊滅的被害を回避するための取組を推進する。

近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動を踏まえた水災害対策について検討する必要がある。

効果的な施設整備

施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。

既存施設の管理・活用の推進

河川管理施設、下水道施設等の計画的な維持管理を行うとともに、既存施設の効率的な管理・活用を推進する必要がある。

施設管理については、より効率的な点検・診断を行い効果的な長寿命化対策を進める必要がある。

災害対応策の高度化等

適切・迅速な災害関連情報の収集・提供と災害発生時の機動的・効率的な活動の確保のため、道路等の啓開に必要な体制の整備、輸送に必要な装備資機材の充実、通信基盤・施設の堅牢化・高度化、ドローン（無人航空機）の活用、地理空間情報の活用など災害関連情報の共有のための取組を推進する必要がある。

大規模災害時に速やかに復旧するために、受援体制、地域建設業等の防災減災の担い手確保等、訓練の実施による総合的な防災力の強化等を進める必要がある。

大規模地震、台風・豪雨等に伴う死傷者の発生を防ぐには早期・適切な退避行動が重要であるため、防災気象情報の適切な利活用について平常時からの取組を一層強化・推進することにより、気象災害による死傷者数の低減を図る必要がある。

地図情報・防災情報などの多様な地理空間情報を平常時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できる情報プラットフォームを構築し災害時にも活用する必要がある。

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応検討

南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、関係機関等が協力して検討していく必要がある。

⑩環境

災害廃棄物処理計画の実効性の向上等

災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。さらに、災害廃棄物の円滑な処理に向け、他都道府県、市町村、業界団体等との広域連携を図る必要がある。

災害廃棄物の発生推計に合わせた仮置場の確保の推進や、災害時においても自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入等を進める必要がある。

浄化槽の災害対応力の強化

浄化槽の被災に係る対応強化を図る必要がある。また、単独処理浄化槽については、より災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進し、災害に強く早期に復旧できる個別分散型処理施設として普及を図る必要がある。併せて、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進めるとともに、浄化槽の維持管理状況も把握し、浄化槽システム全体の災害対応力強化を図る必要がある。

有害物質の漏えい対策等の強化

有害物質の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、化学物質の適正管理、石綿飛散防止、PCB 廃棄物の適正処理等の対策を進める必要がある。また、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備・訓練・研修を行う必要がある。

地球環境問題への対応等

近年増加している大雨などの背景には、地球温暖化による影響があると考えられており、今後は大雨の頻度と強度の増加、強い台風の増加などによる自然災害の増加などが予想されているため、地球温暖化対策として低炭素社会の実現に向けた取組を進める必要がある。

自然環境のもつ防災・減災機能の定量評価及びそれを踏まえて自然環境を保全・再生することにより、効果的・効率的な災害規模低減を図る必要がある。

また、防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

夏季の災害の発生に備えるため、避難所の避難者等へ熱中症対策に係る情報を効果的に提供できるよう、平常時から熱中症予防情報の発信体制を強化する必要がある。

⑪土地利用

避難場所及び災害復旧用オープンスペースの確保

大規模自然災害が発生した場合に必要な避難場所、救助機関の活動拠点のための用地や応急仮設住宅用地等について、国や県、民間の協力を得つつ、あらかじめ確保するよう努める必要がある。

復興事前準備・事前復興の推進

被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に検討するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に検討する必要がある。

復興まちづくりに向けた取組を支援する必要がある。

地籍整備の実施

緊急輸送道路整備などの事前防災関連事業の計画的実施や災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。

迅速な復興のための環境整備

平常時から基本的な地理空間情報を整備する等の対策を進める必要がある。

横断的分野

①リスクコミュニケーション

地域強靱化に関する教育等の推進

地域強靱化の取組の土台を支えるのは、民間企業や団体のほか、地域住民、コミュニティ、NPO 等による防災の取組であり、これらの主体が中心となって実施される自助、共助の取組を効果的で持続的なものとする必要がある。このため、全ての関係者が自助、共助、公助の考え方を十分に理解し、自発的に行動するよう、地域強靱化に関する教育、訓練、啓発等による双方向のコミュニケーションの機会を継続的に創出し、リスクに対して強靱な社会を築き被害を減少させる必要がある。

身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進するとともに、町民等の自発的な防災活動に関する計画策定等を促進する必要がある。

地域の災害対応力の向上

災害時の町民同士の助け合い・連携による災害対応力の向上、被災者の心のケアに重要な役割を果たす地域コミュニティの機能を平常時から維持・向上させるとともに、復興ビジョンを平常時から検討しておくなど、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。また、防災ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する必要がある。

民間投資の促進

BCP の策定や実効性の向上、住宅・建築物等の耐震化、備蓄など、個人や家庭、地域、企業、団体等における地域強靱化への投資や取組を促進するための普及啓発、情報提供等を進める必要がある。

非被災地への情報発信

非被災地に対して、被害の状況、支援の要望とともに、過度の風評、経済停滞を招かないよう、復旧・復興の見込み等に関する情報発信体制を整備する必要がある。

要配慮者への対応

要配慮者への災害情報伝達、避難路・避難所・仮設住宅等のバリアフリー化、災害時医療機能の確保を図る必要がある。

共助社会づくり

地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大に繋がることから、コミュニティの再生や多様な主体による共助社会づくりを推進する必要がある。

地域を支える担い手を、中長期的な視点に立って、戦略的に育成していく必要がある。

高齢者の役割の再認識

高齢化社会を迎えている中で、元気な高齢者は地域の強靱化の大きな担い手であるとともに、災害時に助けられる側ではなく、助ける側に回れる高齢者を増やす必要があるため、高齢者の健康を維持する必要がある。

避難の円滑化、迅速化等

「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと町民のとるべき避難行動の理解促進を図る必要がある。

高齢者等の要配慮者の避難の実効性を確保するため、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成について、関係機関が連携して支援を行う必要がある。

各地域において自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるようにするため、防災の基本的な知見を兼ね備えた地域防災リーダーを育成する必要がある。

避難の円滑化、迅速化等を図るため、タイムラインの策定等を推進するとともに、民間ビルなどの活用も含め、避難場所や避難経路等を安全な場所に確保する必要がある。

想定し得る最大規模の洪水・内水に対しては、ハード対策では限界があるため、町民が自分の住んでいる場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開していく必要がある。

水害に直面した際に町民が正しい行動に移せるよう、町民目線の情報提供と、町民の自発的な行動を育む地域協働型の取組「みずから守るプログラム」を支援する必要がある。

②人材育成

人材の育成と技術的支援体制の整備

災害復旧に不可欠な人材の育成やノウハウを身につける防災・減災教育をけん引する施設を整備する必要がある。県内市町村の災害ボランティア受入体制の整備状況を踏まえ、災害時のボランティア活動の支援体制を整備する必要がある。

災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する必要がある。特に、災害現場での応急対応については、夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する必要がある。また、災害時医療に携わる職種を横断した人材養成及び体制整備に取り組む必要がある。

被災者の生活の迅速な復旧を図るため、避難所運営、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成が必要である。

道路啓開、迅速な復旧復興、平常時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。

民間企業等による自助・公助の取組を強化するため、民間企業等の内部でのBCPの担い手の育成に加えて、民間企業等のレジリエンス向上を牽引する専門人材を各地域に育成する必要がある。

指導者等の育成

学識者、行政、民間事業者等関係者が参加する、リスクコミュニケーションの取組の中核となる連絡協議会を設置・開催することなどにより、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成等を支援する必要がある。

防災ボランティア活動の後方支援等を始めとして、地域を守る主体的な活動を促進する等のため、地域社会等において、災害から得られた教訓・知識を正しく理解し、実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材を育成する。特に、復興の観点からはまちづくり・地域づくりに関わる仕組等を理解した次世代を担う若者の育成に取り組む必要がある。

③老朽化対策

インフラ老朽化対策等の推進

インフラの老朽化の割合が加速度的に増加する等、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することが課題となっている。限られた財源の中で町有施設の老朽化に対応するため、大治町公共施設等総合管理計画とそれに基づく施設類型ごとの長寿命化計画（個別施設計画）の策定により、計画的かつ着実に維持管理・更新等を推進する必要がある。

維持管理の体制整備

施設の点検・診断を一定の基準に基づいて実施し、適切な時期に必要な対策を行うとともに、点検・診断の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用する、というメンテナンスサイクルの構築や、故障が発生する前に補修・修繕等を実施して性能・機能の保持・回復を図る予防保全型の維持管理を導入するなど、安全・安心の確保を最優先としてつな維持・更新に係る経費の軽減・平準化を図る必要がある。

④産学官民・広域連携

大規模災害時の広域連携

大規模災害の発生に伴う救助支援、物資の供給、避難所の確保、災害廃棄物処理、被災者へ供給する住宅の確保等、被災市町村のみでは対応できないことが想定されることから、広域的に行政や関係団体及び民間企業の連携体制や応援・受援体制を構築する必要がある。

産学官民の連携

道路啓開や緊急復旧工事、避難所の運営や生活支援、緊急支援物資の調達や輸送といった災害対応に、民間企業や地域の専門家等の有するスキル・ノウハウ、民間企業の施設設備や組織体制等を活用するための官民連携体制を確保する必要がある。これを実効あるものとするために、民間企業や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等の推進が必要である。また、連携先となる地域に精通した民間企業等の人員・資機材の維持・確保や施設の堅牢化等についても平常時から推進するとともに、自主防災組織の充実強化を進める必要がある。

個人ボランティアやNPO等による災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、社会福祉協議会、自治会、地域NPOが連携した受入体制の整備をする必要がある。平常時から地域と地域の産業を連携させた政策が、災害時に防災効果を発揮するとの視点からの取組を促進する必要がある。また、インフラ・ライフラインに関する企業等が協力して地域の具体的な被害予測などの情報を提供することや、経済団体等と協力して総合相談窓口などの体制を整えること等により、民間企業等がBCP等、災害に対応するための取組を行いやすくする必要がある。

強靱化に資する適切な民間資金の活用

様々な主体との役割分担の中で、町が実施すべきとされた施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進していく必要がある。

広域防災拠点の検討等

大規模地震発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地域特性を考慮した広域的な防災拠点の確保に取り組む必要がある。

南海トラフ地震の関係自治体との連携

町域を越えた広域連携体制を確認するために、近隣市町村との連携による広域的な訓練など必要な取組を実施する必要がある。また、防災・危機管理に関する連絡会及び協議会等に参加することにより、関係自治体との連携を密なものにするとともに、様々な課題について情報収集、情報交換を行い、相互の認識の共有化を図る必要がある。

市町村間の協調・連携に係る取組の推進

名古屋市近隣市町村防災担当課長会議に係る取組を推進する必要がある。

地域の民間企業等との連携

交通事業者や公益企業等による交通機関・ライフラインの復旧、建設業者等による道路啓開や応急復旧、サプライチェーン確保による食料・燃料の安定供給など、地域の民間企業が果たす役割は大きいため、地域レベルでの官民の連携協力を促進する必要がある。

建設業者等との連携に当たっては、関係業者、関係団体との防災協定等を締結するとともに、その実効性を確保するための連絡体制の整備、資機材及び人員の確保、訓練の実施等の取組を促進する必要がある。

大治町国土強靱化地域計画

令和3年3月

大治町役場 総務部 防災危機管理課

〒490-1192

愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1-1

T E L : 052-444-2711 (代)

F A X : 052-443-4468

E mail : boukikika@town.oharu.lg.jp